

<資料>

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」

三井逸友

はじめに

1980年代の世界各国では「中小企業政策」への注目が広くみられた。西ヨーロッパ諸国でも主として失業問題への対処というねらいでの「新規開業促進」を中心とした政策展開が各国で進み、これらの諸国が加盟するEC欧州共同体も1983年「欧州中小企業の年」をステップにさまざまな分野での中小企業に対する政策を実施するようになった。同年発表された「中小企業のための共同体政策行動計画」は「雇用への貢献」を軸とした中小企業重視の政策を打ち出している。

その後周知のようにECはその基本的目標である欧州統合をめざし、86年2月に「单一欧洲議定書」を採択し、92年までに欧洲12カ国の域内市場統合を実行すると宣言したのである。このことは西欧の中小企業の存在とこれに対する政策の課題に新しい次元を画することになった。端的に言えば、92年市場統合は多くの中小企業にとって大きな機会でもありまた重大な脅威でもあるということである。現実に各国の中小業者の中に期待と不安が高まってくるにつれ、その要求は広がってこざるを得ない。この状況を前にして、ECの行政機関であるEC委員会は85年以降新たな中小企業政策の立案と実施に本格的に取り組むようになり、その大綱が86年7月に委員会より提出され、11月にEC理事会で採択された「EC中小企業のための行動計画」としてまとめられたのである。

しかしこの新「行動計画」にもとづく政策展開に対しても、不満の声が各

国の中小業者などの間に少なからずあることが明らかになってきた。これは87年5月の欧州議会報告書、同7月の経済社会審議会意見書に示されている。こうした求めに対応するべく、88年にEC委員会はいくつかのレポートを発表し、「行動計画」の一層の推進をはかるという立場を明かにした。そのうち代表的なものが「共同体のための企業政策」という文書（コミュニケーション）である。

したがってこれらの文書は今日のEC機関における中小企業政策の基本的な立場と理念、具体的な政策分野と方法を伝える重要な資料である。これらは一方では今日の先進資本主義国における「中小企業観」を代表するものでもあり、また他方では92年EC統合というきわめて複雑で矛盾に満ちた過程のもたらす社会経済的な問題がどのような形で現実の経済構造に反映してこざるを得ないかということをさし示している。

ここではこうした2つの文書の全訳⁽¹⁾を掲載し、今後の中小企業政策と中小企業問題の比較研究の資料とすることを意図している。これらの背景や意味の検討については、筆者の別稿⁽²⁾を参照頂きたい。また、EC機関の実施している中小企業政策自体については詳しくはEC委員会よりハンドブック⁽³⁾が発行されている。

(1) 原テキストは、Commission of the European Communities: *An Enterprise Policy for the Community*, 1988. にいずれも掲載されているものである。89年夏にはこの revised edition が出され、若干の構成変更が行なわれた。

(2) 三井逸友「英国における『中小企業政策』と『新規開業促進政策』」(1)(2)『駒沢大学経済学論集』第20巻4号、第21巻1号、1989年、同「統合ECへ活発化する中小企業政策」『エコノミスト』第67巻21号、1989年、同「最近のEC諸国における『中小企業政策』の展開」日本中小企業学会編『世界の中の日本中小企業』同友館、1990年、同「EC統合と中小企業」『中小商工業研究』第22号、1990年、同「ECと中小企業政策の新展開」『中小企業季報』第73号、1990年。

(3) Commission of the European Communities: *Operations of the European Community concerning Small and Medium-sized Enterprises; Practical Handbook 1988 edition*, OOPEC, 1988.

EC中小企業のための行動計画⁽⁴⁾

まえがき

EC理事会は1985年3月会議以来小企業振興の重要性を指摘している。この行動計画は中小企業の発展を支える重要なプロジェクトの全般的な計画をしめすものである。各プロジェクトはそれぞれ共同体ないし加盟各国レベルでの一連の行動からなっている。

委員会に提出された「中小企業の諸問題 各国及び共同体の政策」の報告書は中小企業の直面している諸問題を解明し、加盟国の政策を分析している。

委員会の「中小企業への行動計画」は共同体の成長と雇用への戦略の一翼をなしている。現在の問題の緊急性からみて、中小企業タスクフォースの設置は妥当な処置であった。

すべての欧州諸国は事態を認識しており、この分野についての政策を展開してきている。その意味では、共同体としての行動計画は欧州レベルでの取り組みを各企業が求めているニーズに応じて進めていくものである。これは各国での取り組みにとって代わるものでも介入しようとするものでもない。

雇用機会への挑戦の重要性は、各国での個々の行動と共同体レベルでの取り組みの間にシナジーを作っていくことが必要なことを示している。これが今回のコミュニケーションの精神である。

中小企業を代表する欧州の諸組織および労働組合の対話は研究機関や加盟国の力も得て、中小企業の問題とニーズに対応する共同体としての行動に2つの重要な目的を示すことを可能にした。第1の目的は、共同体の域内市場内に中小企業に好ましい環境をつくるのに貢献することである。この目的は7つのプロジェクトに示されている。企業精神の高揚と民間企業者の社会的

役割の認識、行政的環境の改善、域内市場統合の完了、会社法、健全な競争構造、財政状況、社会的環境の改善の7つである。第2の目的は、小企業の柔軟性のニーズに積極的に貢献することである。これは企業の創出と既存中小企業の発展の両方に関わっている。この目的は6つの主なプロジェクトに具体化されている。訓練、情報、輸出、企業創出とイノベーション、企業間協力、資本問題の6つである。

プロジェクトに基づく行動は今後の共同体としての小企業への基本戦略をなすものである。

I. 序

I. 1 根 拠

E E C中小企業(SMEs)のための行動計画は共同体の成長と雇用戦略の一部を構成し、緊急に求められているものであり、優先さるべきものである。

欧州経済が完全雇用を達成できずにいることはE E Cの依然重要問題であり、緊急の施策がとられる必要を示している。欧州経済の回復は失業問題に大きな救いであり、雇用創出の必要を立証している。

すべての欧州諸国は状況を認識しており、雇用対策を進めてきている。E E C行動計画は、これまで個々の市場で営業せねばならなかった中小企業に欧州という新次元、さらには「世界への窓」をもたらす、中小企業自身が強く感じている必要にこたえるものである。計画はまた、直接援助より経験交流と間接的な公共政策行動(企業が活動する制度的・文化的環境に影響する)が重要な分野での加盟各国の政策の協調と整合化の必要を満たすものである。

成長と雇用の重要性に鑑みて、中小企業のための行動計画の定式化には中小企業を代表する組織や労働組合との対話を必要とした。研究機関や各政府、中小企業問題に関わる他の機関との協議も必要であった。中小企業に関する今後のE E Cの活動は同様に対話、協調、協議を特徴とするであろう。

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

I. 2 共同体としての背景

1983年の欧州中小企業とクラフト産業の年に、12月8・9日のストラスブルールでの閉幕会議において、EC委員会、欧州議会と経済社会評議会の努力は中小企業のための共同体計画という形で実を結んだ*1。この計画は欧州の中小企業とクラフト産業への政策の出発点であり、すでに雇用や訓練などの分野で始まっていた行動を延長強化するものでもあった。

これに続いて1984年5月22日に、EC委員会の中小企業のための行政手続、経済的、法的情勢 (climate) 改善の一連の方策をうたったコミュニケーションが示されており、これは同年5月24日の欧州議会決議にまさしく対応するものである。

欧州理事会（1985年3月ブリュッセル）は中小企業の形成と発展を含む4つの優先分野を挙げた。85年12月にはルクセンブルグでの欧州理事会が共同体内の経済社会状況に関する結論のうちで今後の政策について明言し、企業の活動する環境改善の他に卓越した必要性を強調した。

欧州理事会（1986年6月ハーグ）は、労使双方の討議対象となり、企業精神を高め、雇用の柔軟性を進め、失業者の仕事への復帰を助ける共通戦略を求めた。また中小企業が成長と雇用の主な源である事実を強調している。

1985年9月、EC委員会自身は中小企業に関する全部門の代表を集めた作業集団（ワーキングパーティ）を作った。これは企業の創出と拡大発展をうながし、規制を簡素化し、中小企業に共同体の金融機会の支援を提供する諸施策を立案する役割を担った。この集団の結論は85年11月に委員会に提出されている*2。

1月にはEC委員会ははじめて委員を中小企業専門担当に当てて、企業精神の積極的振興と中小企業支援の決意を示した。同じ月に関係する委員の集まりが作られ、マトゥテス氏 (Mr. Matutes) がその議長になった。その役割はEC委員会としての中小企業のための今後の活動の戦略を立案するものである。

この年の6月には独立の中小企業タスクフォースが以下の目的のもとに設

置された。

- ① EC委員会の関連するすべての活動（法、規制緩和、金融、サービス、分析）を調整する。
- ② 各国および共同体の政策の接近をはかる。
- ③ 中小企業を代表する諸組織との連携の仕組みを作る。
- ④ 中小企業の現実諸問題を解決するための欧洲レベルの機関を作り、特に中小企業が情報ニーズを満たし、高い資格を持ったスタッフをもてるよう意図されたコミュニケーションと訓練の戦略を作るのを助ける。

この新しい実行援助の内部組織を基礎にして、行動計画は中小企業に関する共同体の行動のガイドラインを定め、共同体ならびに加盟諸国双方での一連のプロジェクトと行動を提起するものである。効率性観点は計画の重要な要素であって、それゆえ今後の行動は単にEC委員会からの働きかけだけでなく、中小企業支援に関わるあらゆる活動主体（公共も私営も含め）からも働きかけがなされるように意図されているのである。

II. 中小企業に関する共同体の行動のガイドライン

共同体としての行動のガイドラインは、以下のアプローチからみちびかれる。

- ① 企業創出と発展という点で欧洲の事業経営が直面している問題を解明し、それによって中小企業のニーズを明らかにすること。
- ② こうした問題を解決し、中小企業のニーズにこたえる積極的貢献をなすよう、共同体の行動の目的を定めること。
- ③ 利用可能な資源に照らし、首尾一貫性を示したプロジェクト・行動の計画を策定し、優先順位と実施順序も明らかにしていくこと。

II. 1 中小企業の諸問題とニーズ

EC委員会の研究は加盟各国の研究機関での調査結果と対照され、中小企

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

業を代表する組織や労働組合との討議にかけられた。その結果は専門家の報告にまとめられている^{*3}。

各研究は問題が国別にもまた地方別にも非常に多岐にわたっていること、また企業の発展段階によってもかなり多様であることを解明している。しかしこうした多様性のうちでも、3つの主なニーズを確認できる。

- ① 企業活動にコスト面収益性面で制約を与えないような簡素で開かれた行政環境の必要。
- ② 生産工程での新技術の導入（これはハイテクやサービス産業だけでなく伝統的産業にもあてはまる）を可能にするような中小企業の資本調達の改善。
- ③ 需要と市場の競争的挑戦の展開に適応していくのに基礎的要素として求められる柔軟性の保持、これには迅速で効果的な情報と中小企業の特別なニーズに応じて編成される訓練が必要である。

II. 2 共同体の行動の諸目的

中小企業のための共同体の政策の目的は、共同体の域内市場統合を考慮して中小企業に望ましい環境を作るのを助けるものである必要がある。「望ましい環境」とは、文化的および社会的情勢とともに行政手続および規制上の情勢を指している。

共同体の政策の第2の目的は、柔軟性確保と資金調達の問題に関連して中小企業のニーズに積極的貢献することである。これは新小企業の創出にも既存小企業の発展いずれにも関わっている。

これら2つの目的は当然相互に関係している。もし多くの企業家の時間が行政手続にとられ、またその利益が市場参入コストの高さに食われていれば、事業経営にイノベーティブであれとか柔軟であれなどと期待すること自体論外である。

こうした目的に取り組むについて、EECには主に4種類の道具がある。

- ① 共同体法
- ② 金融

③ サービス条項

④ 成長への刺激となるような欧州での分析や討論、経験交流の促進

共同体の行動のこの2つの目的達成のために用いられる手段はそれぞれ異なっている。

望ましい環境づくりは、EC法制定や域内市場統合計画自体に向けた作業である。

企業創出と発展過程への直接援助には共同体の金融やサービスが直接利用され、また経験交流の既存手段に依拠している。

III. 行 動 計 画

「行動計画」は2つの部分からなり、それぞれ共同体の2つの主目的に役立つものである。ひとつは中小企業の創出と発展に望ましい環境を作る共同体の行動に関わっている。今ひとつは企業の創出と発展に直接の援助をもたらす6つの統合プロジェクトを進めるものである。

III. 1 中小企業に好ましい環境を作る

中小企業に好ましい環境を作る共同体の行動は制度的、行政的、法的、社会的というあらゆる要素をカバーしている。これらが企業の活動する条件を決めているのである。この行動は積極的手段（企業精神を推進するための）と、企業が活動するのに官僚手続がより少なく、より安く済む規制制度を作っていく手順とからなっている。また計画には規模が小さいゆえの不利を補うような試みも含んでいる。

この部分の行動計画は6つの部門からなる。

企業精神の推進

行政的環境の改善

域内市場

会社法・補償法実施

税制的環境

社会的環境の改善

A 企業精神の推進・社会における独立企業家の役割の認識

中小企業の発展にとっての文化的環境は重要で、中小企業の活動する環境の分析には必ずこの点を含めることが欠かせない。社会的・文化的環境が企業活動により好都合であるようにし、社会への企業家の貢献を高めるには、持続的な活動努力が必要である。

共同体は、最良の方法を普及する特定の諸手段で経営環境を改善する他の活動と、青年の職業訓練を通じて、こうした変化をもたらす助けとなることができる。

青年と自営業者の間に企業精神を促すべく、中等学校や職業訓練学校、大学など特定集団を対象とする欧州規模の職業訓練計画といった形のプロジェクトを実行することを提案する。このプロジェクトは『人々のヨーロッパ』(A People's Europe)という報告書で提起された諸手段の具体的形態である。

こうした計画は共同体の訓練サービスの一部として展開され、事業設立問題に関わる訓練諸機関のネットワークを通じて全欧州に普及されよう。

B 行政的環境の改善

諸規制や技術的障壁、自由な市場に対するあらゆる人為的障害は企業に穴埋め努力を強いている。これは中小企業に相対的に重くのしかかっている。なぜならば中小企業にはこうしたコストは不均衡に重くなるのである（多額の固定費用、時間浪費、少ない手持ち予算に比べ相対的に大きな出費）。

中小企業を助ける新戦略の基本的要素の一つはこうした規制を厳に必要最小限にとどめることである。しかしながら、全面的規制緩和が内的外的両方の柔軟性を必要にするものでは決してない。これには社会保障や安全衛生面での労働者の基本権問題がからみ、また環境政策に影響してくるものである。

諸規制が企業家にもたらしている負担を調査分析するべく見直すことが肝

要である。これは中小企業を代表する欧州の諸組織、関係産業、労働組合との連携のもとに図られるべきである。

欧州理事会の1985年3月と12月、86年6月の結論に鑑みて、

86年2月26日EC委員会は、理事会に上程する法制化提案すべては企業に、特に中小企業に、また雇用創出に及ぼす影響についての評価（アセスメント）の結果を添付するべきであるとの原則を採用した。

この評価手続は86年6月1日から発効するが、委員会の全総局に適用され、影響についての見解は理事会に提出されるあらゆる法制提案と一緒に配布される。影響評価手続の結果の分析は、法制提案の作成に際して手続を改善するべく委員会が勧告しうるものである必要がある。

委員会は既成のEC法規制の事業活動に与えているコストを確認する業務にも当たる。年末までにEC法のもとで企業のしたがっている義務を明らかにし、各国の採用している諸策によるものとEC法のみから生じるものとの責任の区分も明らかにする。

委員会がこうした吟味とリスト作成に当たっている間に、加盟各国は同様の作業に当たることになる。企業の競争条件を整備ないし再整備する諸手段は主に各国レベルにあるので、この点はいっそう重要である。

委員会はこうした各国および共同体レベルの見積もりから結論を引き出し、既存の手段に代わるものが必要である場合、あるいはまた企業の生成と成長を妨げる障害を除去し、また行政コストを引き下げるより柔軟な手段が必要な場合、新提案を行う。

C 中小企業援助の観点から域内市場統合を監視する

行政的手続を簡素化し障害を除去するのが特に中小企業にとって重要なことなのと同様、域内市場統合も重要なことである。1992年末までに各国間のあらゆる物理的国境を除き、モノ、人、サービス、資本の自由な移動に対するあらゆる技術的障壁を除くという『白書』の目的は、小企業のコストを引き下げ、新しい市場への進出をより容易にするであろう。

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

以下の点は中小企業に特に関わっている。

・物理的障壁の除去

『白書』の目的は単に既存の手段を簡素化し、一国のみに限定されるものにするのではなく、共同体内の国境を越えるに関わるあらゆる規制や手続を完全に除くことにある。物理的障壁の存在は、手続の遅れや行政上・運輸上のコストとともに中小企業には特に強く問題とされており、競争上の優位を発揮させにくくさせているものと感じられている。大企業にとっては国境手続は多々あるコストの一つでしかないが、中小企業には国境を越えること 자체を不可能にさせている場合も少なくない。加えて、域内の国境廃止は共同体外部への国境での関税手続の簡素化(一時的通関許可や関税書類の单一化など)を伴う必要がある。

事業活動に関わっている人間の永続身分証明書類制度導入は、関税や各種課税手続を簡単にし、加盟各国での中小企業の営業活動のコストを引き下げる手段になるものと考えられる。

・技術的基準の調和における柔軟性と明示性

各種基準についての新戦略は、各国の制度や規則の相互承認の原則に比べて、新しい調和原則の公式に依るところが少ない。この新戦略がまだ十分知られていないので、中小企業には明示的ではない(ガラス張りでない)恐れもある。それゆえ委員会は法制上の地位を示す概括的な刊行物を出し、また中小企業へのガイドサービスを行って、よりシステムティックな方法をとるものである。

調和化が義務づけられる分野では、細目書の作成は基準化諸機関に委託される。どのような場合でも、中小企業への規則の負担は軽減されるであろう。

・中小企業の官公需契約への現実の接近

12の加盟国での官公需契約の機会が共同体内のあらゆる企業に開放されれば、中小企業の市場接近に大きな前進となることだろう。

公共の工事や公共購入品契約では前進がみられるが、これを特に運輸や通信などの分野に広げることが必要となっている。

一般的に言って、公共契約へ効果的に参加するについて中小企業が現在感じている実際の困難を解決するために、入札参加手続の簡素化、中央および地方官庁での購入計画の早期情報提供、国境を越えた公共契約の交換など、新しい解決方法が必要である。

共同体としての行動計画準備のために、日本や北米を含む各国での、公共契約と中小企業についての今後の経験の目録を作っていく計画がある。

D 会社法の適応

E E Cは欧州会社法で中小企業の特別扱いを続ける用意である。欧州経済利益グループ（E E I G）の規則（1989年7月1日より発効）は、それぞれの加盟各国の中小企業の間の協力を推進し、条件整備をはかる点で重要な一里塚となるものであり、これについて各利害グループへの広報が開始される予定である。会計制命令には中小企業援助のための失効条項が含まれており、これは従業者数規模、総バランスシートと売上額の3つの基準で規定されている。このうち後二点はE C U単位による。1984年の11月27日付け命令で、経済上・通貨上の変化を反映した最初の改訂が行われている。1988年には第2回目の見直しが予定されている。

E 健全な競争構造

中小企業が市場に参加して競争を促し易くし、また中小企業間の協力ができるように、企業間協定についての集団除外条項を設けるような規則には、E C委員会としての中小企業活動振興にかけるなみなみならぬ意思が示されてきている。*de minimis*（最小化）協定についての委員会のコミュニケーションは第85条の適用除外を行ったものだが、最近中小企業にさらに有利となるような方向に改訂された。中小企業への援助の承認促進につながる手続の簡素化も（こうした援助は影響が限定されている）推進中である。

1979年以来委員会は特に小企業のための一般コミュニケーションによって、下請取引協定は第85条の適用外であることをはっきりさせてきている。

F 税制的環境

委員会がすでに提出した税制に関する提案の幾つかは直接中小企業に関わっている。

一つの例は、連合企業に対する二重課税を排するための仲裁手続設置についての命令提案である。中小企業が国境を越えて活動している場合も、こうした定めの利益を得られる。

税務面での欠損繰り越しについての命令提案のねらいも、中小企業に疑いもなく利益となる。この提案に盛られた条項は、中小企業が自己金融能力を高め、キャッシュフローを改善できるようにする。

VAT課税の方法簡素化と徴収コストを考慮したより現実的な適用除外取り決めについての第6次命令の修正も、同じ目的に寄与するものである。

委員会としては主な仕事は企業の活動する税制的環境の改善をはかるところにあると見ているが、EEC条約第92条の内容を満たす限りで、つまり加盟国間での貿易に影響するような競争条件の歪みをもたらさない限りで、各国が中小企業に特別の税制上のインセンティヴを与えることには反対はしない。

G 中小企業の社会的環境を改善する：協同組合の役割

委員会は社会的法制が中小企業のコスト的負担を増すことのないよう関心をもっている。産業の労使双方の望むガイドラインは、欧州の中小企業を代表する諸組織が参加する共同体レベルでの社会的対話をよみがえらせるものでなくてはならない。

協同組合もあらゆる経済的・社会的問題についての永続的な対話の参加者として扱われるべきである。委員会としては協同組合の豊富な経験を中小企業のための政策づくりの目的に活用したい意図であり、いくつかのタイプの生産ないしサービス協同組合設立の促進になる特別計画を若干の分野で検討している。

最近の研究から、いくつかの共同体諸国のうちで生産およびサービス協同

組合の発展の妨げとなっている法制上、税制上、社会上、行政上の問題が指摘されている。委員会としては生産者・サービス協同組合のためのより好ましい枠組みづくりの可能な方法を検討するつもりである。

III. 2 中小企業の創出と発展の基礎としての柔軟性と資金調達

行動計画の後半は、市場に適応し、あるいはこれを予想しての資本形成と高次の柔軟性の実現に関わる諸策を優先することで、中小企業の特定ニーズに直接応えようとするものである。すでに加盟各国で経験されているように、こうした施策には無限の可能性がある。

ここで提起されているオプションは、既存の共同体および加盟各国の施策に容易に統合できる一連のプロジェクト開発からなっている。これは、すでに実施中の共同体活動について中小企業関係部分という特定規程を設け、特定の諸手段を加えるプロジェクトに関わることになる。

6つのプロジェクトが以下のように取り上げられた。

訓練

情報

輸出

事業創出とイノベーション

企業間および地域間の協力

資本調達

プロジェクトは既実施ないし検討中の施策に添って描かれている。今後さらに各プロジェクトの目的にかなう共同体としての他の施策が補足される予定である。

Aプロジェクト・訓練

目的：訓練諸手段により中小企業の技術変化への対応努力を助ける

加盟各国と共同体の訓練計画では、中小企業固有の性格が考慮される必要がある。欧州職業訓練開発センターの技術的援助のもとで欧州社会基金の資

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

源とプロジェクトにより行われる共通職業訓練策については特にその必要がある。

加盟国が中小企業の訓練への投資を促進し、特に技術変化への対応を図るように進める効果的方法を見いだすことが望ましい。EC委員会はEC内での職業資格の比較について決定を行う段階にある。

A1 欧州社会基金(ESF)と中小企業

中小企業を助ける訓練施策の幾つかはESFの援助にもすでに適合している。今後行われる欧洲社会基金の中小企業を助ける施策は以下の点について計画されるべきである。

経営と生産両面での新技術導入によって必要となる再訓練を、企業外の周辺の人々を含めて拡大実施することを最優先する。

関係する各地域の現実のまた様々なニーズにこたえる特定の技術に対応する訓練に従事する人員に、特に優先権を与える。

企業のトップへの訓練、またもしくは経営訓練を、従来からの施策および実験的施策で優先実施することを含む。

A2 経営訓練

経営訓練については、中小企業の経営者の訓練に関する特定の諸問題について、EC委員会は一連の訓練機関と接触し(各国にまたがる協力)、特別な訓練基準や計画を協力して開発する。

Bプロジェクト・情報

目的：中小企業と共同体の間で、相互の情報流通をきづく

中小企業の成功に不可欠の重要な要因の一つは、市場、製品、基準、金融源、技術的機会などについての情報の入手可能性である。この分野では中小企業は常に援助を必要としている。

B1 企業のためのEC共同体情報センター

中小企業に関わる共同体の活動の情報は極めて幅が広く、EC委員会としてはこれをすべての企業に入手可能なように、一か所に集める必要がある。この点、加盟各国で行われてきた「ワンストップオフィス」方式の経験から得られるものが多い。

EC12ヶ国に共同体情報センターを試験的に設けることが計画されている。これは形態としてはいろいろあり、また各国の企業がすでに良く知っている既存の仕組みに組み込む必要がある（行政センター、技術援助センター、海外市場についての情報提供機関、商議所、民間コンサルタントや混成機関など）。

各共同体情報センターは以下のようなものが考えられる。

域内市場、援助、ローン、研究開発計画、共同体としての対外政策や欧州開発基金EDF契約などの、中小企業への共同体情報の便。

入札書類、域内市場での障害についての苦情申し立て、競争に関わる情報などの便に資する域内市場情報のシステム。

事業創出や技術ネットワークに特に関わる共同体の活動と各国の活動を調整していく便。

各情報センターと直接結ばれるホストセンターを持ったコンピュータ設備、これにより、コンピュータ回線を通じてだけでなく各企業の能力を考慮した中小企業とのコミュニケーションが可能になる。

この企業のための共同体情報センター計画は、中小企業のニーズを直ちに確認するための中小企業とのコミュニケーション戦略の（ハンドブックや印刷物などの従来メディア利用も含めて）一部をなすものである。

B2 統計の改善

共同体内の中小企業に関わる事柄を考えるには、2つの要因を考慮せねばならない。ひとつは中小企業の規模規定の件、今ひとつは統計の問題である。

中小企業を一般的に規定することはできない。それは国により、また部門により異なる概念である。しかし統計上は規定が必要になる。共同体内で一

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

般に使われている中小企業規定は金融施策のもので、500人を超えない労働力を持ち、固定資産が7千5百万ECU以下、そしてその資本の三分の一以上をより大規模な企業に所有されていない、という定めである。

規模にもとづく企業データは共同体内で入手困難である。現行の産業調査によっては中小企業についてのタイムリーで質の高いデータは入手しがたい。特に企業の純増を知る統計はそうである。

この改善には、各国および共同体の統計機関の手による新発展が必要である。

1962年以来EC委員会が進めている接続調査は、中小企業に直接関わる設問を実施するのに中間的手段としては利用可能であろう。

B3 中小企業のニーズを迅速に確認するための中小企業についての情報編纂と分析

EC委員会が中小企業のサンプルや代表から集めた情報を分析し、(a)共同体の法制の与える影響についての見解、(b)中小企業に影響する経済政策提案の2点についての迅速な確認ができるよう、EC委員会内に特別のコンピュータ利用中小企業情報収集・分析機構ができる。

Cプロジェクト・輸出

目的：非加盟国の市場に対する中小企業の接近の便を図る

特定の先進市場(USA, 日本, 極東)への欧州からの輸出の拡大は、より多くの中小企業からの貿易が図られることで可能になる。

輸出関係プロジェクトは基本的には訓練、援助、共同サービスや情報に関するもので、特に以下のようないくつかのプロジェクトを構成することになる。

中小企業のための輸出訓練パイロットプロジェクト、

輸出志向の中小企業経営者のためのコースや賞(報奨金など)、日本や米国についての欧州経営者のためのコース、中小企業に利益となるよう再構成されたマーケットリサーチ、

U S A や日本で欧州の中小企業を広報する常設陳列場の設置などの奨励活動,

非加盟国に関する情報提供のセンター利用の改善,

以下のような試験イニシアティヴ,

貿易見本市への集団参加

企業の準備を助ける合同サービスセンター

部門別あるいは地域別の中小企業代表者の会合（地中海、日本、U S A、アフリカ）

域外市場における企業活動推進に関わる諸機関の協力,

発展途上国との間の「技術移転」契約を進める努力（ジョイントベンチャー、下請、経営、訓練）。

Dプロジェクト・企業の設立とイノベーション

目的：新企業を設立する努力を助け、新技術への接近の便を図る

D1 企業設立の促進

12の各加盟国における企業の設立に対する援助の諸手段と、各国のこれに要する手続の詳細を述べたマニュアルとについてのリストが作られることになっている。

この第一のリストによって、企業設立に関する欧州会議が開かれることがある。この会議で事業経営設立に関わっている多数の機関の間での欧州規模のより良い関係への提言が出されることになる。

さらに特定のタイプの中小企業設立、生産協同組合などの設立に従事している地方雇用イニシアティヴ（L E I s）の活動の地域が拡げられ、L E I sを起動力としているシナジーが共同体内の一層広い地域で現われることになる。これは特に情報と経験交流の場であるE L I S E協会によって遂行される。

D2 各欧州ビジネス・イノベーションセンターの拡大と統合

E C中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

欧洲ビジネス・イノベーションセンターネットワーク(EBN)を仲介役としているEBICsはそのカバレージを欧洲共同体全体に拡げる必要がある。今日の経済状況は技術要素の決定的役割を求めてはいるが、EBICsの活動の柔軟性を高めることで、必ずしもイノベティヴではなく、あるいはまた地域の伝統に関する技術を用いる企業も含めた、企業設立を促進する活動もできるようにするべきである。

D3 大学と企業との連携

新しいCOMETT計画では高度の訓練と研究についての国際的な产学協同を中心課題としているが、Cセクション(教育の推進へのジョイントプログラム)およびDセクション(複合メディアを利用した遠隔学習)のもとで、研究段階からの技術のスピノフの活用に関する大学と中小企業間の連携が一層強化されるものとなる。

この連携は、研究センターや新企業の集中配置を目的とするサイエンスパークとの並行実施で特に効果的なものになる。こうした新しい展開は援助に値する。

D4 共同体の研究とイノベーションプロジェクトについての中小企業との協力の強化

E C委員会は共同体のR&D計画に中小企業を参加させるのに必要な枠組みを作ろうと試みてきた。しかし、手続の簡素化や適切な情報の普及、データの準備などにより、中小企業の参加を図るべき余地は依然大きい。

産業の脱皮にイノベーションは主要な手段である以上、中小企業の潜在的なイノベーション力は高めらるべきである。これは複合的なイニシアティヴ(例えば技術的機会についてのデータバンクへのアクセスなど)によって実現されよう。

D5 中小企業間のイノベーションと技術的協力の推進

「イノベーションと技術移転のインフラストラクチャ支援のための国際開発計画」のもとでの数々のプロジェクト（イノベーションコンサルタント間の国際協力、中小企業への新技術普及を促進するための中小企業間や産業技術センター間の協力、産業デザインの推進、技術会議や中小企業による海外の技術展訪問などの欧州規模展開、伝統的産業の近代化の専門家ネットワーク作りなど）は、中小企業に大きな影響を与えてきており、いっそう継続強化さるべきである。S P R I N T 計画（イノベーションと技術移転のための戦略計画）はイノベーションに好ましい環境を作り、企業の発展をもたらすよう構想されており、中小企業のための指導機関ネットワークの設立や、中小企業間の国際的・技術的な事業協力を促進するべくすでに実施されてきた行動を一層強化するよう延長さるべきである。こうしたプロジェクトは共同体内の全地域をカバーし中小企業を援助するあらゆる関係方面を含めるように拡げらるべきである。

Eプロジェクト・企業間および地域間の協力

目的：中小企業の発展に好影響を与える地域的・地方的枠組み作りを助け、中小企業の大企業との関係の便を図る

E1 ビジネスコオペレーションネットワーク（BC-Net）の設立

欧洲規模のコンピュータ利用協力ネットワークであるBC-Netは既存の事業アドバイザーの存在を利用して、地域間および各国間規模での企業間の必要な協力を加速すべきものである。このネットワークへの統合は、非常に広範な協力を必要としているあらゆる部門の中小企業に活動を及ぼすことで、一層望ましいものになる。

E2 下請ネットワーク

工業中小企業の活動における下請の重要性に鑑みて、既存のネットワークは統合し、また中小企業の下請取引での地位を高める必要がある。

この目的のために、特定の情報プロジェクトが実施される。

E C 中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

用語法（ノーメンクラトゥーラ）に対する作業の継続

展示会、ショーの日程作り

コンピュータネットワークの接続

各国間イニシアティヴの支援（フォーラム、交流）

E3 大企業と中小企業間の共同（パートナーシップ）

中小企業が自己の適応能力を高め、大企業がその構造や技術、ネットワークを対応させていく必要がある事業転換（redeployment）や産業の再生に關し、「共同化」の推進は基本条件である。企業間のより密接な協力が大企業・中小企業双方におよぼす影響について調査したのち、委員会は共同体全体をカバーする「共同化」過程の拡大の展望についての勧告を行うであろう。これには特にこの過程の法的枠組みづくりや共同化発展に EEC が果たせる役割の決定が必要である。

E4 中小企業と地域開発

企業への援助となる情報を向上させる目的の、いわゆる内発的（endogenous）発展プロジェクト（マーケットリサーチ調査や、共同サービス、窓口エリア、サービスセンターなど）は一般に広げらるべきである。

これらは、中小企業行動計画で進められたさまざまなプロジェクト（ホストコンピュータセンター、データバンク、事業養成所（ナースリー）、訓練センター、共同輸出サービス、海外の貿易展参加、地元のベンチャーキャピタル企業設立）に要する諸手段を強化ないし整備する目的のプロジェクトから主に構成されている。

産業構造の変化している地域、イノベーション地域、地域開発政策で特に優先されている地域では、中小企業タスクフォースの助けにより、このタイプの介入が他の共同体諸施策手段と調和するものとなろう。

F プロジェクト・資本調達

目的：中小企業の金融へのアクセスの便をはかり、欧州規模での活動を助

ける

F1 グローバルローンの利用の向上

近年中小企業に対する共同体のローンの規模は著しくのびており、さまざまな貸付形態の全体のうちで中小企業向けのものは今やローンの半ばにおよぶ。2年間(1982—84年)でこのローンの額が倍増していることは、各貸付形態への申請のうちで中小企業の投資への金融が重要分野の一つとなっていることを示している。

こうした数字はグローバルローンの成功を示すものではあるが、その中小企業への効果を高めるには若干の変更も必要である。

いくつかの進展はすでにみられるが、目に見える形での進展が必要である。

NCI新共同体インストルメントの更新の提案(NCI IV, 1985年6月)は新技术に投資しようとする中小企業を援助するEC委員会の意思を示している。貸付の条件はこうした投資固有の性格に合わせて定められるのであり、金融のベースを無形の資産にまで拡大し、また金融媒介機関が貸付の形態のものを中小企業の資本に変えていくのも可能にする考えがある。

いま一つの目的は、共同体のローン供与をよりガラス張りにすることが求められるという点から、資金の配分の手続を簡素化し、スピードアップすること、またローンの供給に責任を持つ金融媒介機関の数を増やすことである。

各国通貨とECUによる貸付の進展は、為替レートについての保証を行う必要があるという問題を改善するであろう。また貸付はサービス部門についてももっと広く可能なものにさるべきである。

適切な担保を提供するには資金面の立場が非常に弱いような中小企業の信用要請に対しても、共同体は便宜をはかる努力をするものである。可能な方式の一つは、特に共同体内の恵まれない地域に相互信用保証会社を作ることである。こうした地域ではERDF地域開発基金やIMP統合地中海計画基金を、中小企業の資本調達への便宜となる目的での手段として用いることもできよう。

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

他の方法はローンの供給に責任を持つ銀行に協力してリスクシェアリングの機構を作るよう働きかけることである。

F2 ベンチャーキャピタルの活動の再強化

欧洲規模で活動する中小企業を助ける方法の一つは欧洲ベンチャーキャピタル活動を展開することである。

EVC A (欧洲ベンチャーキャピタル協会) の参加ではじまった試験プロジェクトはそれゆえ続行さるべきである。EC委員会はEVC Aメンバーが共同で資金供給すると決めている投資活動に、払い戻し可能前渡し金を与えることで貢献するものである。

同様にして、複数の主要な金融機関の子会社としての欧洲産業金融公社を設立する努力が続けらるべきである。この公社は中小企業にベンチャーキャピタルを供給する役割に特化する。中小企業は自己資本 (equity) を増やすことで、一般に信用ランクを上げることができる。ここでも同様にERDFやIMPの基金を利用可能である。

最後に、EC委員会は最近設立されたばかりで、共同体内部での中小企業間の国境を越えた協力を援助することを目的とした欧洲金融エンジニアリング会社 (EUROCOFIN) を手伝っていく。

F3 中小企業のための第二市場の推進

中小企業が資本を必要としていることと、中小企業が銀行の金融評価基準を満たしがたい点からみて、非上場証券市場 (USM) の創設は不可欠かつ緊急のものである。形式は必要最低限で、ガラス張りの形で中小企業に資金を与えていくことは、この金融問題解決に欠かせない。

若干の国を除き、公式のあるいは十分整備されたUSMはない。各国の専門家との接触で、この金融形態の規模拡大についての可能性が研究される予定である。またUSMの連携化、欧洲規模のネットワーク化の可能性も検討される。

(4) SME Action Programme' (COM(86) 445 final), in Commission of the European Communities, *op. cit.*, Annexe 1. なおEC委員会はこの「行動計画」の背景と重要な施策のみを紹介するためのパンフレット, *The Community and Business: the Action Programme for Small and Medium-sized Enterprises (European File 3/88)*, Feb. 1988 も出している。

*¹ Action programme for a Community policy on SMEs Strasbourg, 9. 12. 1983.

*² SEC (85) 1592; 4. 11. 1985.

*³ Problems of SMEs: National and Community Policies, EEC Commission, Brussels, March 1986.

共同体のための企業政策

まえがき

過去数年にわたり、欧州共同体の統合の過程には再び弾みがつき、域内市場統合の完成や、農業改革、経済社会結合の強化の手段についての合意といった分野で相当の進展を見ている。こうした条件変化から欧州市民が最大の利益を得るべきものであれば、個人の熟練や企業が栄え、新事業の創出と既存事業の拡大を進めるような環境を作り、維持していくことが肝要である。それが1990年代の生産、雇用、富の成長に寄与するであろう。同時に、研究開発推進や構造変化推進のような共同体の政策実施のうえに、企業はますますその媒体となってきた。

共同体レベルと加盟国での最近の政策の発展は経営環境の改善に役立ってきた。しかしEC委員会としてはなすべきことはまだ多々あると考えている。これがわれわれが「共同体のための企業政策」を打ち出した理由である。これによって共同体内部の企業部門の強化の重要性を示し、企業活動の条件を改善する道筋をつくるものである。われわれは一方では加盟各国が同様の政策方向に向かうことを期待しているが、他方またこの新しいアプローチで提供された機会を企業界がつかんでいくことも期待している。このようにして、「企業の欧州 Europe of enterprise」が実現できるのである。

アベル・マトゥテス

EC 委員・中小企業政策担当

1988年6月

单一欧州市場での事業に向けた進路を開く

1986年2月の单一欧州議定書調印以来、共同体は民間事業部門に根本的な

影響を及ぼす広範な改革への道筋を開いた。

この法の基本目的は、共同体内外での欧州企業の競争力を強化するために、1992年末までに単一欧州市場をつくることである。

単一欧州市場は規模の経済性の利を得られ、相対的優位を保てる分野への専門化を進められるような基盤の拡大につながっている。

効率性の向上は資源のよりよい配分につながり、共同体内の高い成長と雇用にもつながるものである。この点は過去2年のうちにEC内障壁除去の経済効果についてのEC委員会の研究で示されているところである。

この単一市場確立へのプログラムは域内市場統合の完成に向けた白書で打ち出されている。このプログラムは部分的に実行可能なようなものではなく、長期かつ総合的なものである必要がある。物理的障壁、技術的障壁、財政的障壁は皆並行して除去されねばならない。

白書のプログラム採択後3年のうちに、現存の障壁がすべてなくなる1992年という时限は加盟諸国の各個人、企業、政府の予見の一部になってきた。

このプログラムを構成する個々の手段は企業に直接影響する。購入原材料やサービス、製品や提供サービスの技術的性格などから、公共部門私的部門両方でのマーケティングチャネル、顧客の行動、そして活動地域内の財政的環境に至るまで、その影響は企業のあらゆる活動分野に関わっているのである。

こうした変化は各企業には大きな機会を提供しよう。しかし企業が何を取り上げるべきか理解し、それにしたがって行動することなくしては機会は活かされない。機会を早くとらえ戦略を変えていけばそれだけ、単一欧州市場で成功する可能性が高まるのである。

この様な適応には大小を問わずあらゆる企業がからんでいる。EC委員会は加盟各国と共にこの適応過程を助けるものである。委員会と加盟諸国の努力にもかかわらず、事態の自覚と準備の状況にはまださまざまなものがあるということが調査結果から示されている。

経済統合に向けて関わっていくために、加盟諸国と共同体機関は事業経営

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

が大規模な市場で活動するのを助ける義務を持っている。

委員会は経営環境の改善を助け、単一市場出現によって提供される機会を増やすために、以下のような分野についての一連の行動を計画中である。

- 共同体と各国の政策と規制、共同体内外の市場、ならびにさまざまな分野の潜在的協力機会についての適切な情報の提供。
- 事業経営(business)活動の法的行政的環境の簡素化。
- 事業経営のための商業上金融上の枠組みの強化。
- 研究開発やその他の分野での協力プロジェクトの促進と資金援助。
- 訓練施設や経営能力開発の改善。
- 経済社会結合の推進。

本書ではこうした行動の枠組みと目的を規定している。

しかしながら、経営環境改善、とりわけ欧州規模での企業の自覚向上には加盟諸国が主な責任を負っている。加盟国のうちにはすでにこうした行動に活発に取り組みはじめているところもある。

それゆえ加盟諸国にはもっとも成功を納めうる行動を選び出すよう、お互いに経験を交流することを促したい。

EC委員会はこの作業に積極的役割を果たすつもりである。

序

欧洲共同体は1990年代以降の欧洲統合の推進にとって重要な一步を踏み出した。域内市場統合への過程は一般に信じられていたよりも急速に進められる。共同体財政についての政治決定、構造資金の増額、農業改革はすでに実行に入った。こうした展開は欧洲での新しいダイナミックな経営環境を導くものである。

もし欧洲がこうした発展を生かし、さらに高い経済成長と雇用を実現するのならば、企業が繁栄するような条件を作ることが必要である。共同体が域内市場統合完成の利益を最大限生かせるのは、欧洲の市民がイニシアティヴを発揮してその才能と経験を活用できる場合のみである。このことは企業に

関わる一連の政策実施に続いて、企業がさらに効率的に動けるようにするということを意味する。また企業が多くの政策分野での行動手段となるということでもある。

この政策の種はすでに蒔かれた。1980年代のうちに企業活動の諸条件と欧洲経済にとっての小規模企業の重要性についての関心が高まってきた。1986年11月、共同体は中小企業のための行動計画についての決議を採択し、共同体の企業への政策の急速な発展に新たな段階を画することになった。

この行動計画の明白な目的は共同体内、あらゆる社会と地域の企業に刺激を与えることである。計画は政策が立案される枠組みを示した。この枠組みのうちすでに実行された行動は選択的であり、まだ徹底的なものとは言えない。優先順が定められ、政策資源はこの優先順にしたがって振り向けられている。しかし行動計画の他の部分はまだ立案を待っている。

中小企業行動計画のこうした最初の経験から、委員会によって定められ、加盟諸国に支持された原則に基づく、今後とられるべき政策方向がはっきりしてきている。

こうした政策は3つの目的を持っている。第1には、今日の急速に変化している経済のニーズに行政上法制上の経営環境が応じられ、またそれらができる限り簡単であるような諸条件を作り出すものでなければならない。規制は必要ではあるが、不必要的コストを企業に課し、企業の柔軟性を抑えて中期的成长を抑制するようなことであってはならない。第2に、今日いくつかの市場が十分効率的に働いていないがため、阻害されることも少なくない新企業の創設や小企業の発展を促進するものでなければならない。こうした状況では、福祉極大化に近づく解決を導くような市場修正(market corrections)がとられるということが重要である。小企業(small business and enterprise)の発展については、規模の制約と情報の不完全とがあるため、結果として、市場の作用を改善するように意図されたこうした修正が妥当と認められるようになっている。第3にこの政策は、共同体としての他の政策が企業部門において実行されるについても、首尾一貫(coherent)した枠組みを示すもの

でなければならない。科学技術開発支援や経済社会結合追求の分野では、企業自身は政策実行への助けとなる手段となる。

企業政策はもちろんそれのみだけで実行はできず、幅広い経済政策パッケージの一部を構成するものである。マクロ経済政策は経営環境の重要な決定要因でもあり、有益で安定した財政・通貨条件の設定によって経営環境の改善にも貢献できるものである。企業政策は他の公共政策の目的とも両立するものでなければならない。社会的地域的不均衡解消、労働者の基本権擁護、環境保全などの政策とである。しかし企業政策はこうした他の政策の一次元となる必要もある。なぜならば他の政策の資源も健全な企業部門の存在にかかって生まれてくるのである。

第1章 共同体はなぜ企業政策を必要とするか

1.1 経済問題

戦後1970年代までは欧州での大規模な企業の設立と成長を見る事ができた。そのうちでも多国籍企業では高度に集権的な経営構造を作り、欧州全体での活動計画を中央機構から進めていくことがしばしばであった。同時に、商業・サービス業を含む全般的な生産過程の大企業への統合化が進んだため、中小企業の数の上での衰退がはっきり現れている。また同時に規模の経済を生かせる大規模生産単位の利点についての経済理論が緻密化された。全般的に経済の議論は大企業大工場への方向を示していた。

企業規模に関わる問題点は1970年代にはっきり現れてきた。そのため企業の組織構造と企業経済理論の両方が大きく変化した。経済のうちでのイノベーションを促進するため企業を刺激し企業創造を図ることの重要性が再発見された。同時に中小企業の発揮している役割の重要性が認められ、規模の優位性という考えは見直されるようになった。欧州の主な競争相手である日本や米国との比較から、小企業が自国経済での鍵となる役割がやはり示されたのであった。

規格品組立ラインのような生産のタイプでは規模の経済が依然存在し、また事実支配的であることも明かであるが、「生産コスト」は複雑な概念であって、経営や組織コスト、労働関係のコスト、不確実性やリスクも含まれているのもやはり明かである。

生産量を考慮した長期平均費用を再検討した結果、いくつかの事業では予想されるよりもずっと少ない生産量から費用は上昇しだすのであることが示されている。小企業は経営の鎖が大企業より短く、同じ経営の質のもとでならこれが重要な利点になる。長く複雑な経営構造の非効率性は事業のうちで確認されており、そのため最大規模の企業でも今日では非集権的な経営構造をしばしば実行している。労働関係も小企業の方が良好であり、このことはコストに大きな影響を与えるものである。

小規模企業の役割に関する検討のうちでももっとも重要な発展は、製品サイクルを短縮するという意味での柔軟性（フレキシビリティ）の分野に関することであろう。小規模な企業は概して大きな単位より柔軟性が高い。小規模企業での生産単位あたりの資本設備の量はしばしば大工場より少なく、また多様な用途にしばしば利用可能である。情報技術の急速な発展により、小企業も非常に有力な武器となる新しいコントロールシステムを装備できる。市場にきわめて接近することが可能なので、製品サイクルが非常に短くなってくるとこうした柔軟性は大きな利点となる。新製品や工程はほんの数年あるいは数ヶ月の市場生命しか持たないといったことはしばしばである。こうした急速な製品変化のもとでは小規模な企業の方が利点を發揮する。

こうした柔軟性は日本経済では相当な利点であると一貫して考えられてきた。日本では欧州に比べ小企業への依存度がきわめて高いのである。しかし欧州でも、企業が信頼できる下請小企業のネットワークに非常に強く依存している一方で、やはり経営の全般的効率性を改善するためにその事業のかなりの部分を、独立した単位に分社化（hiving off）してきてもいる。

小企業におけるこうした高い柔軟性とコスト面の一定の有利性という属性は、製造業で確認されてきているが、もちろん多くのサービス産業でも強く

E C中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

支配的である。多くの国で経験してきたサービス部門の産出量と雇用の拡大はもっぱら小企業においてである。

しかし経済における小企業の役割がもっとも大きいのはイノベーターとしてであろう。戦後欧州の成長過程では企業家・イノベーターの重要性は過小評価されてきた傾向にある。この時期は主には戦前戦中のイノベーションの成果の利用に依ってきたに過ぎないのである。今日明かなことは、企業への刺激、つまり事業を起こすことで自らリスクを負おうとするものへの支援は経済成長と雇用創出の鍵であるということである。新たに生まれるのとほとんど同数が消えて行くのも事実ではあるが、この回転は経済の再生には重要な源でもある。こうした企業の死亡率はきわめて高いとしても、1980年代のコンピュータ産業でのイノベーションの相当部分は新規開業例や小企業に依っている。大企業のうちで事業やイノベーションを経営していくのにまつわる問題は企業自身によっても確認されており、スピンドル推進や企業ベンチャー、共同事業などの展開につながっている。

こうした議論から、企業と小企業の発展を刺激することで政府は経済の効率を高めることができると示される。いずれも経済成長への重要な貢献をするのである。しかしこのことは、資源配分の無駄になるほど政府が企業や小企業の振興にあまりに大規模に関わることを意味しはしない。先にあげた政策の目的は最大限の柔軟性が企業側に与えられ、リスク挑戦が規制でつぶされるようなことのないような経営環境を用意することである。このことは本質的に、市場はできる限り自由に機能するようにしておくということにつながる。しかしながら政府による介入も通常私的部門活動を補うものであって、市場が十分効率的に働いていない際に政策目的を達成するのに貢献できるのである。そうした場合は通常、サービス提供によってえられる私的費用と利益が社会全体に与える費用と利益に対しあまりに大きく異なっている場合である。ごく小規模な公的介入が私的部門の資源を動員し市場機構を働かせるのに十分であることが非常に多い。

1.2 域内市場としての企業政策とその他の共同体改革

経済一般論は別として、共同体は企業政策を進める内的理由を持っている。1986年2月の単一欧州議定書採択以降、共同体は企業部門に重要な影響を及ぼす望ましい改革の方向を定めた。しかし企業部門自体はさまざまな目的遂行を助けるにも鍵となる役割を持っている。その諸目的とは、「単一議定書：欧州へのニューフロンティア」(COM(87)100)に示されており、域内での境界のない大きな市場、経済社会結合の強化、科学技術開発への共通政策の推進、欧州通貨制度の強化、欧州の社会的次元の浮上と環境問題に関する協力行動の実施を含んでいる。

共同体の企業政策は当面、経営環境を根本的に変えることになる域内市場統合完成にもっとも深く関わっている。単一域内市場が現実のものになるにつれ、共同体内の事業経営は何年来のうち最大の機会を得るとともに最大の挑戦を受けることになる。従来敵に一国、あるいは地方ないし地域レベルでのみ活動していた企業はその戦略を見直す必要に迫られるかも知れない。一国擁護の諸制度は解体されようとしており、新しい機会と新しい競争相手とを同時に生み出している。世界的にみれば、より効率的な生産者が非効率的なものに置き代わることで、経済的厚生は高まる。域内市場統合が加速されればこの経済過程も加速される。慎重な態度(ばかり)をとる事業経営は、大規模で変化する市場の競争的挑戦をうまくとらえた経営によって追われる可能性にある。

会社法の整合化、国境手続の簡素化、技術規格の整合化など域内市場統合実現に向けとられる方策の多くは、共同体内の各企業の日々の活動に影響してこよう。こうした変革が起こる相対速度を念頭に置いて、共同体各当局者はこうした諸方策が事業経営に不必要的負担を課すことがないように実施されねばならないと自覚している。つまり事業経営グループと相談し、適当な情報チャネルをもつことが必要なのである。

この論文は企業に影響を及ぼす共同体の行動について、とりわけ域内市場統合過程とそれに関わる諸改革の視点からの検討に主に意図されている。し

ＥＣ中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

かし、加盟国の国家、地方、地域の各当局者が企業への政策を再検討していくことも重要である。なぜならば、そうしたそれぞれの政策は事業経営が営まれる環境と諸条件の重大な決定要因でもあるからである。

1.3 物理的、技術的、財政的障壁の除去

域内市場統合への委員会の白書は、財、人、サービス、資本の自由な移動が保証されるような、境界のない一つの地域を域内につくるべく1992年までには取り除かれる物理的、技術的、財政的障壁を示している。共同体内の関税手続の漸進的解消や境界管理の削減は明らかに非常に多くの事業経営に利益となるし、こうした制限が明らかにやっかいな費用負担となっている中小企業にとっては特に利益である。単一の行政書式の導入はすでにこの分野で実行されているものの好例である。

ある点では、多くの産業部門でのそれぞれの国家規制に近づくべく、域内単一市場化は共同体としての規制を求める事にもなる。しかしＥＣ委員会としてはこうした規制はできる限り柔軟でガラス張りのものとなるべきであると見ており、これは特に中小企業にとっては重要な点である。健康や安全、環境保護といった基本的な公共利益に必要な限りに共同体の制限的法制を抑え、製造上の仕様についての基準（望ましくは欧州レベルの）にも及ぶような技術上の整合化をはかる「新方式」はこうした委員会の考え方を示す例である。基準の整合化が必ずしも重要とはされない分野では、各国の基準が相互に承認されるという方式がとられ、重要な制限に関わる制約を除けば、卸売や小売、消費者がそれぞれの買い先を共同体内のどこからも制約なく選べるということになる。

しかし財の自由な移動を保証するには各国の基準が相互承認されるだけでは十分ではない。この原則は製品検査や認可手続についても当てはめられるべきである。こうした手続きが重複するのは資源の浪費であり、中小企業にはとりわけ負担である。試験所や認可機関検査機関がとるべき共通条件や施行規則をつくるため、委員会は欧州の基準機関であるC E N や C E N I E L E

Cと協力している。

域内市場をつくるために重要であり、企業活動に直接影響するという意味で技術的規制や基準における不統一問題に深く関わっているのは、官公需の拡大である。共同体内部での政府需要の総価値は年4000億ECUと推定されており、そのうち他の加盟国の企業に回っているのはわずか2%である。「供給品」命令（すでに承認済み）と「工事」命令（提案中）の改訂は純粹に官公需の開放につながり、中小企業にはじめて真の機会を与えることになる。EC委員会は既存の共同体命令の対象から除かれている電気通信、エネルギー、運輸、水道の4つの部門での官公需をカバーする提案を行う予定である。

委員会はこの領域で大企業同様小企業も利益を得られるような方策を他に準備している。1987年11月に官公需についての便覧が承認された。これによって公共工事や販売契約に参加する諸条件、この分野での共同体の規則、救済手段等に接近し易くなる。現在準備中の官公需開放についての諮問委員会が、官公需の中小企業への開放状況の監視と改善勧告の責に当たることになっている。委員会ではそのほか大規模契約の分割などの形での中小企業の官公需獲得の改善策を検討中である。

自営業者や被雇用者の自由移動を妨げる障害除去もやはり企業部門に直接の利益となる。被雇用者が共同体内のどこでも働く自由はすでにあるが、高等教育資格の相互承認が遅れているなどまだ制限的な要素がある。この問題についての命令の素案がいま承認待ちとなっている。

サービス分野では、すべての事業経営に関わる白書のプログラムの実施による大きな変革が期待される。たとえば、金融サービス（銀行や保険業）は共同体内部に開かれているどんな企業でも自由に参加可能でなくてはならない。運輸サービスは割当制（道路運輸に関する）や競争制限（航空輸送に関する）の除去によって開放されるべきであり、電気通信サービスはもっとも良い供給条件で国別の制限なしに提供されるべきである。

加盟国間に重大な財政上の差がある限り、真に統合された市場は実現できない。これは進展が困難な分野である。いま検討中の変革は特に売上と利益

への課税に関わることで、企業に直接影響してくる。

財政制度についての条項準備・実施は中小企業の立場に特段の配慮を必要とする。税制は全体として企業規模に対し中立的であるようとするという見地を進めるため、税制上の書類作成のコストの問題を考え、小規模会社のためには簡略で累進的な制度といった特別な条項をもうける可能性を検討するべきである。この問題は経営環境改善への行動に関する章で詳しく述べられる。

1.4 産業協力への適切な条件づくり

域内市場統合の白書は、域内の国境を廃し、モノ、労働、資本の移動の自由を築くことが域内市場からもたらされる機会の利用に十分であるとはならないことを明らかにしている。企業間の協力を利するような環境をつくるうえで共同体の行動が望まれる。こうした協力は域内市場での産業・商業構造を強化するものである。中小企業が大規模な市場で活動するのに助けとなり、一国レベルでは実現しがたい科学技術発展を促進するような中小企業間協力に便宜となるために、こうした行動は特に重要である。

事業経営間、とりわけ中小企業間の協力を進めるための特定の共同体プロジェクトおよび、技術的進歩への企業部門の貢献を助ける行動については第4、5章で検討される。共同事業プロジェクトの法的枠組み整備という、異なる加盟国の間での事業経営間の協力の環境改善の手段がすでにとられている。欧洲経済利益グループ(EEIG)として知られる、1989年7月1日より有効となるこうした協定を作ると、異なる国のパートナーが同じ法的地位に立てことになる。

共同体当局は競争政策によって中小企業間の協力を抑えたり、過度の行政的負担を課したりすることのないよう、競争政策が運用されることに配慮する。重要性の乏しい協定への適用除外や重要性の乏しい援助を許す施策はこうした考えを反映したものである。共同体はまたノウハウライセンス協定やフランチャイズ協定を競争規制からはずす提案をしている。こうした協定は

小法人企業や個人事業者にライセンス提供者やフランチャイザーからの技術上商業上のノウハウの利得を可能にし、中小企業の競争上の地位を向上させ、新企業の設立を可能にするから、中小企業に相当の重要性を持つものである。競争政策はまた優越的地位の濫用を禁じる条項によって中小企業に望ましい経営環境を維持する点でも重要である。

1.5 通貨並びに金融の次元

単一欧州議定書採択によって共同体内部での通貨および金融の統合実現の緊急性がさらに重視されることになった。それなくして真の域内市場は実現しないのである。域内の国境を越えて活動する事業経営のみならず、そうでない事業経営にも金融の次元は直接に関わってくる。なぜならばリスクキャピタルや、すべての事業部門と契約する保険、企業ないし消費者信用、住宅貯蓄などの金融サービスに大きな市場が提供されることになるからである。資本の移動の完全な自由化が実現されると、いっそう重要なことに事業経営のみならず消費者も金融関係の決済を行い、また新形態の資本を含めてより広範な資本市場にアクセスする方法を手にすることができます。これに並行して欧州通貨制度EMSは強化の要があり、それによって共同体内部の為替レートがいっそう安定し、成長志向的な経営環境形成に貢献することになる。

第2章 共同体の企業政策の樹立

2.1 背 景

第1章では域内市場改革とそれに伴う共同体の政策が経営環境一般および大・小企業の日々の活動に及ぼす影響の拡大について論じた。1980年代には特に失業問題との戦いで前進が見られないということから、加盟各国でも共同体レベルでも事業経営の営業状態について関心がもたれるようになってきた。この点は共同体の経済戦略と雇用拡大への行動計画で確認されている。こうした広範な経済政策の検討は、労働、資本、財の移動が制約無しに可能

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

になる域内市場統合に共同体の政策の重点が移ってきたことと完全に整合している。こうした文脈で言えば、共同体は事業経営に影響を及ぼす行動については首尾一貫した取り組みを図るべきであり、こうした行動は出現する欧州市場に合わせた事業経営戦略を中小企業が立てていくのに具体的に必要なものを考慮すべきであるということになる。1985年3月以来の欧州理事会の各会合は行動の優先領域を示している。

1986年11月に採択された中小企業のための行動計画^{*1}は共同体の企業政策の重要な一步であった。企業に関する共同体の諸政策が位置づけられる首尾一貫した枠組みが初めて規定されたのである。経営環境一般を改善する共同体の行動と、中小企業の創設および発展を助ける個々の手段やサービスとが広く区別された。EC委員会は行動計画の実施状況について、他の共同体機関に定期的に報告している^{*2}。

1987年5月の中小企業行動計画についての欧州議会の報告は、概ね行動計画の提案を歓迎しているが、進展が遅すぎると指摘している。この報告はまた、中小企業の創設と発展を促すような企業法や直接税制度の変更、官公需契約へのアクセスを助ける手段、共同体の施策を通じての金融の条件改善など、特定分野での行動についての示唆を行っている。報告ではさらに、こうした諸施策を担当する閣僚理事会が共同体の中小企業政策を議論するために、少なくとも年に一回は会議を開くよう求めている。中小企業政策関連の最初の閣僚理事会は1988年5月に開かれた。

1987年7月に発表された経済社会審議会の見解も行動計画を歓迎し、EC委員会が動かせる共同体の諸資源を金融面でも人的面でもさらに用いていくことを求めている。見解は委員会が行動計画の各項目に期限を設けることを求め、計画の実施に強制力をもたらせるよう、理事会に代わって必要な政治的意志表示がなされることを希望している。

2.2 企業のための今後の政策：目的と基本原則

企業政策は主に3つの広範な目的を持つものであると言える。

- 域内市場統合とそれ以降での経営環境を守り、改善する。
- 域内市場によって提供される機会を新企業並びに成長企業の利益とするのを助けるような政策を立案する。
- 企業部門を媒介者として大いに活用して、共同体の他の諸政策を実施するについての原則と方法の一貫した枠組みのあるようにしていく。対象となるのは、科学技術開発政策や経済社会結合追求策を含んでいる。
この企業政策を構成する行動の範囲を考える前に、政策全体の首尾一貫した枠組みを示す一連の原則ないしガイドラインをはっきりさせることが大切である。こうした枠組みは既存の諸施策の評価と発展に便宜となる上、新しいイニシアティヴの準備の基礎ともなる。市場経済への公共介入に関する基本的な検討と共同体の改革の広範な枠組みから導かれる、8つの主導的原則は以下のものである。
 - ① 行動は市場を機能させることで企業を刺激すべきものであり、市場の効率性を妨げる営業補助金を直接与えるべきではない。
 - ② 域内市場についての事業経営への情報提供の改善や技術進歩推進の維持、地域的・社会的不利の是正など、市場の不十分さを正すときのみ、金融援助は正当化できる。
 - ③ 共同体レベルの行動はその次元のもので、各国や各地域の施策と重複すべきでない。共同体としての諸規制は、地域・国での応用の自由もあるはっきりしたガイドラインを示すべきである。
 - ④ さまざまな経済機関(私的部門や官公庁、大学など)同士、また共同体内の異なる地域間の協力を可能な限りはかり、統合への動きを促進すべきである。
 - ⑤ 共同体の政策実行のためにはできる限り既存の仕組みを利用し、新機関の設置は避けるべきである。
 - ⑥ 欧州経済の強さを示すものであるとともに、ニーズをますます多様にしている制度的・文化的構成の広がりを前提とした行動であるべきである。

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

- ⑦ 事業経営に対しては、施策に目的合理的な限りで最小の制約を課す以上の行動であるべきではない。
- ⑧ 若干の政策領域については、必要な法制上・行政上の手続に要するコストが中小企業には相対的に大きいこと、また共同体の計画に参加するには規模上の困難があることから、中小企業に特別の扱いや除外のあることも妥当である。

2.3 企業の規模

共同体としての行動対象となる企業の規模については、すべての政策分野について単一の定義をするのは不可能である。たとえば域内市場統合過程で物理的ないし技術的障壁を除くことは、あらゆる規模の企業の利益となる。共同体の規制手続が中小企業向けには簡素化されるとか、特定のサービスの対象になるといったように、共同体の行動で企業規模が基準となる場合、施策毎に適切な基準は異なるとも考えられる。

中小企業行動計画でも触れているように、EC共同体としては一般的な中小企業の定義を持っている。労働力が500人を越えず、純固定資産が7千5百万ECU未満で、資本の三分の一以上をより大規模な企業に所有されてはいない企業、というのがそれである。この定義では、その規模のために特別関心が払われるということがはっきり現れようもないところが規模限界であることを示すものである。規模に関わる多くの問題ではこの定義は幅が広すぎる。またこの定義によると、より大規模な企業による資本所有という基準のため、企業間の関係には何の関心も払われないことになる。企業の規模が重要な意味を持つ場合でも、共通の法的統制力の対象となる企業はみな一緒に取り扱われるということにもなる。これはすでに会社法に関する第7命令における連結決算作成の義務に関わっている問題である。

非常に小さい企業については、若干の政策分野で特別の条件が与えられるよう、特別のカテゴリーが確認さるべきであるという考えはしばしば示されてきた。たとえば会社法では雇用者10人未満の会社は、企業会計義務上特別

な規定を与えられるようにも考えられている。

企業規模が規制や特定施策の資格の適用要件となっている場合、上限が結果として企業の成長の限界になってしまわぬよう注意が必要である。企業にとって、法律上の簡素な取り扱い（税制免除など）や企業規模に関連した援助のような形の利益を得たいため、一定以下の規模を維持しようとするというのは危険なことである。この点からすれば、企業規模の大きくなるのにしたがって優先順位が下がっていくなどといった漸次的方法を用いるのが論にかなう。その代りこの場合必要以上に複雑な規制手続を要することになる。実際のところ、規模に基づく漸次的優先方式と法的ないし行政的条項の透明度とはトレードオフの関係にあるとせねばならない。

中小企業に関する共同体の行動の立案を助けるような欧州産業の規模構造の実情認識を深めるために、EC委員会は加盟各国の統計局と協力して、各産業部門毎の企業規模分布の統計分析を行っている。加えて、EUROSTAT AT（欧州共同体統計局）により企業統計の整合化の計画を開発中である。

第3章 経営環境の改善

共同体の企業政策の主な目的の一つは、需要諸条件の変化と技術進歩に対する供給側の対応を改善することで、欧州経済の市場構造を強化するものでなくてはならない。環境変化に適応する「サプライサイド」のこの一般的能力を決める要因としては、法的および財政的条項から、資金入手、文化的態度に至るまで多数ありかつまた多様である。全体としてこうした諸性格が各分野での「経営環境」を決めている。経営環境を改善する行動はしたがって幅広い政策分野をカバーするものでなくてはならないが、個々の事業経営への制約を最小にし、企業を広く活発にするという共通の原則に基づくものである必要もある。これは、市場開放をすすめ、また規制の必要な分野でも、事業経営に過大の負担をしいることなく規制が実行できるようにすることであらざる現実である。

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

3.1 事業経営への法的・行政的制約をコントロールする

過去2年間にわたり、EC委員会は提起された法制化案が競争と雇用に及ぼすインパクトを検討し、またあらゆる政策に関わる既存の共同体の法制がもたらしている企業への負担を評価(アセス)するための方法を開発してきた。この課題についての独自のコミュニケーションが最近出されている^{*3}。

既存の共同体法制が事業経営に課している制約については、中小企業にとってのコストと利益を評価する研究をEC委員会として行っている。そのもっとも重要な結論は以下のようである。

EC法制についての中小企業での知識は限られており、いま直面している制約が各国の法制を規定するEC法制のゆえなのか、それとも通常の各国法制からなのか、通常気づいていない。EC各命令法典のないことが混乱に輪をかけている。

EC法制中の複雑さは各加盟国の困難を克服するために設けられた妥協策からもきている。オプション条項や失効条項の適用には相当なバリエーションがある。

いくつかの分野では適合化調整があまりに詳しそぎ、不必要的コストを事業経営に課している。特に域内市場統合という観点からすれば、必要な程度の適合化のみを実行するよう注意せねばならない。

EC委員会は現在この報告書のフォローアップを準備している。この段階ですでに注目されているいくつかの点を別とすれば、委員会として共同体の法制を検討するための事業経営諮問委員会を設ける可能性を考慮中である。委員会はまた、共同体レベルでの労使双方の社会的対話を続けるという観点から事業経営の代表との協議の手続を改善する方法も検討している。

新規提案に関しては、委員会はすでに1986年から提案の事業経営に及ぼすインパクトについての評価システムを導入している。法制化提案はすべて、競争と雇用に与える影響についての説明を添えることが求められている。インパクト評価の説明は、法制化提案とともに理事会と欧州議会に送付される。各提案の直接の目的を問うということは必ずしも要しないが、法制化当

局としてはその経営環境に及ぼす意味を常に意識していることになる。

委員会としては新施策を準備するに当たり、利害が関係する事業経営団体との協議が重要な構成部分になると見ている。したがってインパクト評価の説明には行われた協議についての情報も含まれている。

委員会はインパクト評価システムは十分機能していると見ているが、さらに改善を求めている。それゆえ、委員会の作業計画を検討することとこれまでのシステムの活動経験とで、事業経営にインパクトを最大限与えるような各提案はあらかじめ確認できるため、詳しい評価と事業経営側との協議が早い段階に実施できることになる。

各代議機関が採択する法制や経済社会審議会や議会の意見による修正についてもカバーできるよう、システムの修正が現在はかられている。単一欧洲議定書の「協力」条項に照らして、後者の修正点のカバーは明らかにより重要なものになっている。

上に挙げた既成法制の中小企業に負わせる義務についての研究の結論と、インパクト評価システム実施のこれまでの経験から言って、法制全般の改善の可能性が出ている。各提案の事業経営へのインパクトが構想段階から特記され検討されるようにするため、全スタッフの用いるガイドラインが準備中である。このガイドラインは費用便益分析や「必要性テスト」を隨時用いる。法制化提案についての事業経営との直接協議については手続改善方法が検討中である。

法的・行政的制約を削減するための行動について委員会と加盟各国との情報交換を定期的に行うため、特にこの問題を扱う各国の産業担当相の小委員会が1987年に設けられた。この小委員会は加盟国で経営環境を簡素化する手続についての調査を行っており、本年後半にこの調査についての最終報告が出る予定である。

法制的・行政的環境は各国および共同体の双方の法制の作用によるものであることは記憶されねばならない。それゆえ各国当局はそれぞれの法制の簡素化への努力を続けるべきである。

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

委員会は頻繁に改訂されてきている法制を整理すべく、ガラス張り化をめざす努力を続けるものである。

3.2 会社法の簡素化と財政条項

企業に対する共同体内の法的・財政的枠組みの整合化は、域内市場統合と競争条件均等化に重要な条件である。欧州経済利益グループ(EEIG)の形成を可能にする条項や欧州会社法令提案などの関係条項とともに、この過程は事業経営への法的環境として重要な貢献をするものである。しかしながら、共同体全域にわたる小規模企業のための法的・財政的条項の簡素化と標準化にはさらに努力が必要となる。

企業の会計制度要件としては、有限会社年次会計制についての第4次・第7次命令のもとでの中小企業への除外部分を整合化させ、拡大するための新提案をEC委員会は現在まとめつつある。

極小企業への法的枠組みの改善のために、一人企業創設に関する共同体全域の条項を作るための命令提案を委員会は理事会に最近提出した^{*4}。この施策は人々が自分の企業を設立するのを助け、それによって自営業を奨励することを意図している。これは第三者にとって事業の潜在責任の明白な指標となり、所有者の死ないしその他の理由での事業の譲渡を容易にする、職業上の資産と個人資産の区別を規定するものである。他方では、いくつかの加盟国では相当なものになっている会社設立と経営に関わるやっかいな手続すべてを遵守する必要をなくすものもある。一人会社は事業経営の段階的な発展のうちでの重要な一步を代表することができる。それによって、複数人法人に要するあらゆる手続を直ちに求められることなく、個人事業の段階から会社組織の地位へと事業の発展をはかることができるのである。

委員会はまた、中小企業がEC統合に参加・貢献するのを助けるイニシアティヴを幾つか検討している。たとえば、国境地域で活動する事業経営、特に国境を頻繁に行き来する要のある中小企業の経営者やスタッフのために法的・行政的要件を簡素化する方法が検討中である。一つの可能な方法はそ

した中小企業に特別のカードか書類を発行し、国境での手続のうち幾つかを避けられるようにすることである。これは事業経営の効率性を高め、国境を越えた移動を進めるために寄与する。

事業経営への財政的環境の改善も重要であり、経済効率を高め、投資とイノベーションの便をはかる目的で、委員会は各国の企業課税の同一化(alignment)促進への提案を準備している。税制条項遵守についての経営コストが大企業より相対的に高いといった、中小企業に関わる固有の問題を考慮して、各国の既存の企業税制が簡素化できるものかどうか、委員会は検討している。

間接税制に関する行政的負担の軽減についても、一層の進展が求められる。1987年10月、共同体全域でのVATからの極小企業の除外と他の中小企業への簡易税制化についての1986年9月の命令提案を委員会は修正した(Directive 77/388/EEC の修正)。

現在の提案は、年間売上10,000ECUまでのものには最低限一律除外、35,000ECUまでについては選択除外とするものである。また提案では簡易税制度の適用ができる事業経営の年売上の上限を200,000ECUにしており、これによって相当数の中小規模企業が簡易扱いの利益を受けられることになる。簡易税制は以前の提案では各国の選択になっていたが、これも共同体全域に広げられる。また新提案では、事業の環境によっては申告の期間を1年未満と選択する事も可能になっている。簡易税制を適用可能な企業でも通常のVAT制の方を申請することも可能になる。

3.3 金融環境の改善

企業が活動する金融面の枠組みも経営環境の重要な要素である。先にも触れたように、共同体の金融市场の統合は域内市場計画の欠かせない一部であり、それ自体が企業の資本調達への条件を改善するものである。しかしながら若干の点では、金融市场の弱点を補うのに特別の施策が必要になっている。このために、「市場の手では十分に実現されていない資金ニーズを満たす」*5

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

という目的での金融エンジニアリングの政策をEC委員会は開発中である。

委員会は中小企業のための金融条項に関わる課題を検討しており、この分野での妥当な政策の開発を準備している。小企業固有の典型的問題としては、開業資金準備、自己資金(equity capital)に比して借り入れ(特に短期の)への過度依存、大企業に比して高金利の金融コストといった困難がある。第2章で挙げたような企業政策のガイドラインと同様に、中小企業への金融機会の援助の行動は市場の欠陥を補うもので、営業補助金となるようなものであってはならない。開発中のイニシアティヴは、経済社会結合追求や科学技術開発といった他の政策の諸目的も考慮している。

こうした要素を考えて、共同体の行動は次の各点から正当とされるものである。

中小企業がそのニーズにもっとも適するタイプの金融を得られるようすべく、中小企業に役だっている金融諸機関——主に私企業部門の——の行動に変化をうながすためのデモプロジェクトと奨励策。

いずれかの地域すでに好結果を生んでいる金融エンジニアリングのノウハウの、金融サービス業未発達の地域への移転の組織。

規模に関わるハンディを補い、金融へのアクセスについての地域的不均衡を少なくするために、中小企業への資金チャネルとなっている市場メカニズムの維持。

共同体としての金融分野での既存の活動はすでに中小企業にいくつかの方法で便宜を与えており、今後の発展の基礎となっている。たとえば、新共同体インストルメント(NCI)と欧洲投資銀行を通じてのグローバルローン、およびECS(欧洲石炭・鉄鋼共同体)ローンは中小企業にとっての重要な金融源となっている。1987年3月に採用された第4次部門(tranche)NCIでは7億5千万ECUが用意され(EIBが自己準備からさらに7億5千万ECUを加えている)、中小企業向けにのみ当てられており、貸出条件は中小企業のニーズに合うようにされている。たとえば、グローバルローンを株式投資に転換する金融手順段階が新条項で認められている。統合開発と統合地中海

計画（IMPs）の枠組みのうちでは、中小企業の金融アクセスを助けるために、地域ベンチャーキャピタルや相互信用保証基金の設置といった実験行動が実施されている。内発的（endogenous）発展力の意味から中小企業を援助するERDFを通じてのベンチャーキャピタルの可能性も積極的に追求されている。

この政策のいま一つの発展方向は国際的な企業間技術協力への金融に関わっており、これについては別のコミュニケーションで検討されている^{*6}。リスクキャピタルの活動の一国市場内への限定、各国間の金融制度の相違、協力協定の法的な枠組みの欠如から、こうした協力に加わる中小企業の金融面の困難はさらに増している。これについてのコミュニケーションで、EC委員会は技術協力により適した枠組みづくりの行動計画を始めている。検討中の施策には、協力への財政的環境の改善と簡素化（たとえば、提携企業への二重課税の防止など）、多国間企業合同の容易化、株式発行時のECU単位使用の推進、第二市場の展開奨励も含まれている。

イノベーションプロジェクトへのベンチャーキャピタルの多国間連合を推進する目的のベンチャーコンソートスキームの延長を委員会は提案するつもりである。これによる直接の利益以上に、スキーム自体は重要なデモ的インパクトを果たしており、国境を越えたベンチャーキャピタル同士の協力を促している。

委員会は中小企業のリスクキャピタル確保の改善となる他の施策も研究している。たとえば、共同体内部でのシードキャピタルの不足を補う試験策が検討中である。シードキャピタル投資につきもののリスクは当然高く、提案についての評価を行うための必要な金融手順のコストは多くの場合あまりに高く、実行不可能になっている。こうした施策は銀行やベンチャーキャピタルの新しいシードキャピタル基金設置を促すものになろう。検討中の他のイニシアティヴとしては、第二証券市場の促進や協同組合の資本市場アクセスの改善がある。新提案の基本的なアプローチは、共同体の支援メカニズムは市場過程での触媒の役割を果たすように、できる限り市場諸力に近いところで

機能すべきであるというものである。

委員会が研究中のもう一つの分野は代金支払遅延問題 (late payment) で、これは特に中小企業にとっての金融上の困難のもとになるものである。請求に対しても定期間に支払を行うべきであるという契約上の義務があるにも関わらず、支払を求める法的コストゆえに中小企業はしばしばとした法的手段をためらわざるを得なくなる。一方の中小企業と、官公庁、大企業さらには他の中小企業それぞれとの間の相互的な関係にも異なるパターンのあることに注目すべきである。委員会としては支払時期を早めるための行動を今後提案する希望を持っている。

3.4 域外貿易の機会改善

单一欧州議定書において認められたように、共同体の統合過程は、欧洲産業の取引関係を保護し改善するための共通の強力な対外経済政策を伴う必要がある。対外関係という見地は共同体内の経営環境にも大いに貢献するものである。共同体内の統合が深まるほど世界貿易のうちでの共同体の発言力が増し、欧洲企業が世界市場で競争に勝つチャンスが向上することになる。それゆえ例えばウルグアイランドの枠組みで開放的で安定した貿易条件を作り、あらゆる保護主義の現われに抗するために、共同体は他の主役たちとともに結束して世界の舞台で行動する必要がある。

一定の環境下では、商業市場を開放するのを助けるためのより具体的な施策を共同体はとりうる。市場機会についての情報の不足や行政上の障害のため小企業は輸出に関しては相対的な不利を持っている。EC委員会としてはすでに若干の援助を実施しており、たとえば中小企業が共同体外の輸出機会を自覚できるようにするためのセミナーなどがある。委員会はまたマーケティング分野での試験プロジェクトや中小企業訓練への援助を含む新しいイニシアティヴを研究中である。それぞれ固有の問題を引き起こしている第三国市場内の行政上の制約ないし類似の問題を、共同体内の事業経営が克服していくのを助けるのも委員会の政策である。こうした脈絡のもので言えば、中

小企業を含む企業が委員会の幹部訓練プログラム(ETP)などによって日本市場に進出するのを助ける一連の施策、また日本での見本市や展示会への欧州企業の参加の援助などを委員会は実行している。加えて、発展途上国との産業上・金融上の協力をめざす共同体政策は、中小企業がこれらの国の企業と新しい関係を結び発展させるのを助けるように用意されている。この政策で提供される便宜の例としては、パートナー探しへの援助、フィージビリティ調査の実施、ジョイントベンチャー樹立や現地スタッフへの合同訓練などがある。

通商政策のその他の分野も共同体外との貿易に直接従事していない事業経営の商業環境に重要な効果をもたらすものである。反ダンピング諸施策はこの事例である。共同体の市場での不公正な競争を排する政策はあらゆる規模の企業の立場を考慮すべきであり、特に中小企業に影響の大きいダンピングへの対処を速やかに図る適切な手法が提供されているということは重要である。

3.5 企業主義 (enterprise culture) の発展

ある種の社会は他の社会よりも企業的であるという点には誰も同意しよう。この違いの理由はなかなかはっきりしない。それゆえ企業性を高めようという施策の立案は容易ではない。

はっきりしていることは、企業というものは人々の生まれながらの差のよきな神秘的性格ではないということである。これは社会に支配的な態度から育てられ、学校や大学、さらにはとりわけビジネススクールやマネジメント機関などの専門機関を通じて発達する性格である。これはまた公共政策により促されも打ち碎かれもあることでもあることははっきりしている。

企業とはリスクを冒す用意のあることである。精神上安全第一であるような社会は企業的でりようがない。しかし経営環境が支えているということもリスクを冒す意思の存在をある程度左右している。このことは特に金融分野に言えるのであって、銀行や他の金融機関、とりわけシードキャピタルや

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

ベンチャーキャピタルがリスクに耐えようとする企業に融資する用意がなくてはならない。政府も新規開業者へ資金を与える保証することを助けられる。多くの加盟国ではこの分野の政策を持っている。

小企業に対する法的・行政的枠組みも、人々が企業家となるかどうか意思を決めるうえで重要な要因となる。会社法の改訂と小企業についての財政上の条項の簡素化、一人会社・パートナーシップ・協同組合を含む各種の企業形態の可能性といったことがリスクテイキングへの環境改善を助けよう。

教育の分野では、生徒が自営業を「巨大企業」や官庁での雇用に代る魅力あるものであると見なすような相当な努力があらゆるレベルで図られる必要がある。これには事業を営むのに要する能力を教えるコースの準備が当然含まれる。これにはまた、共同体内の今後の事業経営に高度の専門経営教育を提供するビジネススクールの重要性も示されている。域内市場統合の見地で言えば、こうしたコースは相当の超国家的要素を必要とする。

COMETT(共同体技術教育・訓練計画)のような共同体の計画ではすでに、共同体の教育での企業家精神高揚を助けるものとなっている。EC委員会としては教育制度内での企業素養を促す既存の各種キャンペーンや施策の研究を実施中である。

第4章 域内市場統合への挑戦

域内市場統合は疑いもなく今後共同体で生じる経営環境変化のうちもっとも重要なものの一つである。先に輪郭が描かれた変化は、中小規模事業経営に正しく向けられ進められれば一連の新しい機会をもたらすだろう。中小規模企業がこの新機会を十分活用しようとするなら、経営とマーケティングに新しい戦略をとることが必要になろう。戦略を変えていかないのならば、かつては保護されていた市場がひとたび開放されると新たな競争の圧力を全面的に被っていると感じことになろう。

EC委員会としてはこうした新条件にこれら中小の企業が適応していくの

を助ける役を果たすべきと感じている。中小企業行動計画で輪郭が示された当初の理念に従って、委員会は情報の改善の必要や中小企業に特に適した戦略開発に注意を払ってきた。この分野での委員会としての行動提案は加盟各國の私的及び公共部門で提供されているサービスを補完するものであり、こうした関係と一緒に考えられるべきものである。

共同体の域内市場とその他の政策分野についての企業向け、特に中小企業向けの情報は質的にも量的にも改善される必要がある。加盟国でのさまざまな調査から、企業に達している情報が非常に限られていると示されている。

小企業が利用できる戦略のうちでも、他の国他の企業との協力はいっそう重要なものになろう。欧州規模のマーケティングに熟通して、現在の限られた市場よりも共同体全域の市場を活用できるようになるという戦略も取りえよう。さらに1990年代の支配的な新条件のもとで成功できるよう、中小企業は経営と技術についての訓練への参加機会を持つ必要がある。

4.1 情報：共同体での事業発展の鍵

積極的な情報政策は統合域内市場確立に必要な政策パッケージの不可欠の構成部分である。人とモノの移動の自由は、個人や企業がその機会を自覚してのみ意味を持つ。同様に経済上の当事者たちは、科学技術開発政策や経済社会結合政策などの改革促進のための個々の計画や政策の存在を知らねばならない。域内市場の計画や関連する共同体の改革は明らかに事業活動にこそインパクトを及ぼすものである。意思決定や行動にこうした状況変化を事業経営の側で考慮せねば、これらの目的は達せられない。

事業経営は技術的・経済的・社会的環境の変化に直ちに適応できるような最新の情報を必要としている。この情報は共同体の政策・規制・行動計画をカバーしていくなくてはならない。共同体に関わる情報の入手に相対的不利を持つ中小企業の情報ニーズに対しては特別の配慮が必要である。企業に関係するないし関係するものと考えられる共同体の事項すべてをカバーする、広範な企業向け情報サービスを委員会は開発中である。

E C中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

多くの具体的な政策分野では事業経営に適切な情報を提供する条項が既にある。たとえば域内市場については各国が大規模な情報キャンペーンを始めており、これが成功すれば重要な発展となろう。新たな展開を説明するために、委員会は商工会議所や職業組織や中小企業を含む事業経営代表とともに会議やセミナーを開催したり参加したりしている。また、定期的なニュースレターや中小企業が共同体の計画に参加する方法について紹介したハンドブックといった共同体についての適切な文書を委員会は企業向けに発行している。他の分野では、中小企業のエネルギー節約を助ける目的の「エナジーバス」計画といった過去にないようなユニークな方法も用いられている。

しかしながら事業経営には一般的な情報とともに非常に詳しい情報も必要である。こうした情報は分散さるべきであり、各事業経営に密接した地域内で入手可能であるべきである。ビジネスアンドインフォメーションセンターのような特定目的をもった機関とともに、インフォメーションオフィスや文書館、図書館、欧州共同体出版局(O O P E C)の販売所などのネットワークをE C委員会は確保している。しかしとりわけ域内市場計画や関連の改革という点では、既存の仕組みを事業経営、特に中小企業を対象とした情報サービスで補う必要があるということがはっきりしてきた。このため、昨年既存の仕組みを補うためのユーロインフォ(情報)センタープロジェクトを始めることを委員会は決定した。

ユーロインフォセンター項目は現在のところ共同体全域につくられる39のセンターのネットワークからなる。これらのセンターはビジネス社会に密接に関わり、企業への情報提供や指導の経験のあるホスト組織に置かれる。これらの活動がすべて動き出すと、プロジェクトは共同体全域をカバーして、どの企業もユーロインフォセンターのサービスを受けられ、共同体に関し必要とする情報への各地域での直接アクセスが可能になる。それゆえこのプロジェクトは委員会として全体の情報活動を分散化し、新たに提携するパートナーを増やしていくという試みの重要な一步となるものである。

ユーロインフォセンターには3つの目的がある。第1に、これは企業に関

わる共同体の事柄すべての情報を提供する。この仕事を助けるために委員会は情報と訓練のパッケージを提供し、各センターのスタッフが共同体の研究開発やその他の計画、域内市場統合の発展、部門別政策、共同体金融その他関連各分野の情報に直接アクセスできるような仕組みをつくるようにした。第2の目的は、共同体の活動へ事業経営が直接参加するのを援助し、助言することである。たとえば企業は特定の計画に参加申請することで援助を受けるし、共同体の施策の上で遭遇する困難について助言を受けられる。また各センターはEC委員会と事業経営との橋渡しとしての役を演じ、共同体の諸規制から生じる問題についての早期警報装置としても働く。第3の目的は、企業に直接関わる各国ないし地域ごとの規制や手続についての情報を相互に提供し合うパートナーのネットワークをつくることである。こうしたサービスは域内市場の開放進展にも寄与する。

今までのところプロジェクトはこうしたビジネス社会への情報提供が成功していることを示している。各センターは共同体政策についての地域の企業の認識を深めるのに概して非常に積極的である。このことは企業が多数の詳しい質問を折り返し寄せ、さらに詳しい情報を求めているという形に現れている。各組織に所属し、センターで働いているスタッフは単に絶え間ない情報の流れを受けとめているだけでなく、問い合わせを極力自分たちの手で処理できるよう、ブリュッセルでの定期的訓練コースも受けている。スタッフは共同体データベースも利用できる。よりむずかしい質問に答えるためには、各スタッフはセンター相互間やブリュッセルのEC委員会とコンタクトをとる。委員会の分析により（最近のコミュニケーションにある⁷⁾），このプロジェクトを拡張し、共同体の事業経営を全体としてカバーし、この分散情報の成果を今後の発展の主な道具とするよう委員会は提案することになった。

4.2 事業経営の協力と共同（パートナーシップ）を推進する

共同体の経済統合過程の加速は構造変化を早め、企業にとってそれだけ厳しい競争圧力をもたらしている。多くの場合、共同体の異なる地域ないし

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

国との間での事業経営間の協力ないし共同は市場の拡大への挑戦に対応していく助けとなるものである。とりわけ小企業同士の協力は大企業と競争していく上での助けとなる。こうした協力が互いの利益となる相互補完的なものであればなおさらのことである。新技術の活用が可能になり、他国に企業を作る法的・行政的コストを避けられれば、販売と生産での規模の経済を高めて効率性を向上させるのに役立つ。またこれならば各事業経営がその独自性・個性を失うことなく一緒に仕事ができるようになる。

共同体の政策ではずっと以前から協力の効果が認められてきており、EC委員会の事業協力センター（BCCビジネスコオペレーションセンター）は1973年に設立されている。しかしこの協力は域内市場統合と研究開発、イノベーション、技術移転に関わる政策強化という観点からいっそう重要になっている。こうした政策のための計画であるESPRIT, BRITE, SPRENTなどでは各国企業間の協力が鍵になっている（第5章参照）。

共同体の競争政策の枠組みでも、協力の重要性ならびに、小企業間の協力合意による市場の拡大が競争の進展になる筋道を委員会は認識している。技術移転、研究開発に関する合意についても例外が設けられている。

協力にはさまざまな形がある。ジョイントベンチャーやコンソーシアム、非資金的結合での合意（ライセンスの譲渡・取得やノウハウの移転、マーケティング等）といった形にもなれば、資本参加になる場合もある。実際にはさまざまな形の協力が結び付けられている。協力は必ずしも契約合意に基づくわけではない。公式なもの（たとえば欧洲経済利益グループEEIGによるもの）もあれば非公式のものもあり、企業間のネットワーク形成といったものを含む二者間あるいはいくつかの参加者間での協力の条件により合意の形も異なってくる。

小企業の地域ないし国境を越えた事業展開活動に伴う困難を克服するのを助けるため、委員会は協力推進の方策をいろいろ用意している。国境を越えたパートナー同士の協力の大きなイニシアティヴとして、BCCは新たにビジネスコオペレーションネットワーク（BC-Net）を設けた。これはコンピ

ュータシステムで結ばれた共同体全域にわたる事業アドバイザーのネットワークである。このネットワークにより、個々の協力提案に対応して、他の加盟国ないし地域のパートナーたりうる企業をすぐに示せる。BC-Net はまた中小企業が共同体の研究開発計画に参加したり、異なる国の企業間協力の障害を克服する方法をよりよく理解したり、協力を第三国に広げたりするのを容易にするものもある。BC-Net のネットワーク参加者は電子メールでも結ばれ、企業間の接触の強化のための会合やセミナーにも招かれる。試験段階の終わりには(1989年末)委員会は評価を行い、今後のプロジェクト発展の見通しを検討する。

BCCは今後大規模に実施する予定の事業協力の形を確認するため、その他にも協力の試験プロジェクトを実施している。たとえば「ユーロパートナーシップ1988」は今年後半にアイルランドで最初の活動が実施されるが、この計画では他国のパートナー候補と事業者たちの会合がもたれるのである。こうした協力推進は開発問題を抱える地域の内発的発展を助けるものとして構想されている。

委員会は国境を越えた下請取引の促進をさらにはかる計画を持っている。これは域内市場統合過程に非常に大きく貢献するものである。委員会のこの分野での活動は、こうした形の関係への理解を広げ、両当事者間のコミュニケーションと関係を改善し、下請取引に従事している中小企業が技術発展に適応していく努力を助けるといったことからなる。委員会は1988年後半ないし89年前半に欧洲下請センターを作る可能性を研究中である。このセンターは下請に関する情報(法制・経済・技術)の文書センターとなり、これに関する研究を奨励し、多国間の下請関係発展を積極的に推進するものとなろう。多国間下請取引に参加したいものについての情報データバンクも検討中であり、BC-Net はパートナー同士の見合いに利用されよう。

協力と下請の分野では、検定制度(certification)が非常にバラバラであるということからくる問題に事業経営は直面している。安全基準を定めるべきであり、品質管理の手法を用いるべきである。しかしながらこうした手続は

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

しばしば商品の自由な動きを阻害し、また各発注者につき別々の検定を得るよう求められる企業には相当のコスト負担になる。下請事業者は主発注者に依存しているだけに、この問題は特に決定的である。委員会は検定手続や試験結果の相互承認という目標を追求している。

委員会はまた既存のさまざまな取り決めについての知識と理解を深め、共同体レベルでの発展可能性を探るために、企業間協力の他の諸形態についても研究している。たとえば、大企業と小企業の間の「戦略的共同」の諸形態や協同組合などの形態の組織の構造や実践について委員会は調査している。

委員会はまた企業と各段階の官公庁（地方、各国、超国家機関）との、あるいは大学や他の教育機関との協力・共同を進める意図である。たとえば共同体の地方雇用開発行動計画（LEDAP）によって、こうした協力関係が地域の経済・雇用開発戦略の策定と実施に助けとなるような方法が検討されている。また将来の行動のために、地方の雇用イニシアティヴのさまざまな形について委員会は調査を行っている。委員会はすでにELISE（地方雇用イニシアティヴ情報ネットワーク）を援助してこの分野の活動を始めている。

4.3 域内市場でのマーケティング戦略

欧州の大企業はすでに共同体全域でのマーケティングの経験を持つのに対し、多くの中小企業はその地域での経験しか持たない。これは特に周辺地域や新加盟国について言えることであるが、全域の事業経営についても広く当てはまる。しかし域内市場統合が進めば、他の国の市場開拓は中小企業に開かれた戦略ともなる。

域内市場は専門化の進展につながることは間違いない。かつて地元市場で幅広くモノを作ったりサービスを供していた企業は、他の競争相手を得て扱い品の幅を少なくしていかねばならなくなる。しかし点数は少なくなってもより競争力のある製品を持てば、中小企業は他の欧州内の市場に食い込むことも可能になる。けれども欧州域内市場というものはたとえ統合が完成しても米国や日本の市場のように単純で事業展開しやすいというものにはならな

い。言語や文化の違い、異なる需要構造といったものは残るのである。この単一だが異質でもある市場でモノを売るには、多くの小企業がまだ持っていない熟練が必要である。この熟練は獲得可能である。

この分野にすでに関わっている機関や企業と協力して、委員会は欧州市場についての熟練を教える計画の急速な進展の助けとなる方法を探求している。多くの加盟国にはその企業向けの計画があるが、これらは熟練展開には不可欠である国外でのかなり期間の実地訓練を含むことはほとんどない。

マーケティングの熟練と並んで、欧州市場についての情報が小企業にも入手できるものとなることが重要である。こうした情報を広げるためには、BC-Netのような仲介機関のネットワークが業務目的に開発可能である。委員会は既存のネットワークがこの目的にどの程度役立つものかフィージビリティ研究を行うつもりである。

4.4 中小企業の経営および職業訓練

域内市場の挑戦にもっとも効果的にこたえるには、欧州の企業のもつあらゆる熟練と資源を生かすことが必要になろう。小規模企業の強みは条件変化に対しその人的資源を活用して、柔軟かつダイナミックに対応できる能力にある。しかしこの能力は教育と職業訓練によってさらに強化できるものである。

経営訓練を含む職業訓練の水準は中小企業の重要な弱点としていつも取り上げられてきた。この問題は規模の制約ゆえに、企業の業務を妨げることなくスタッフが訓練に専念する訳にいかないという点からも説明される。また特に中小企業のニーズに合わせた訓練計画が十分あるかという問題もある。コースの内容も運営のしかたとともにまさしく特に柔軟であることが求められる。また小企業経営のうちには訓練の重要性の認識が欠けていることも問題である。

こうした問題はEC委員会によって確認されており、中小企業での訓練の発展を優先課題とすることの重要性は、企業における成人訓練と中小企業で

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

の持続的訓練発展についての職業訓練諮問委員会の意見で指摘されている。この委員会は中小企業のニーズにこたえる特別施策を提案するようEC委員会に要請しており、これは他の計画に優先さるべきものとされている。委員会は継続教育と在職訓練についての戦略提案を準備している。域内市場統合との関係で言えば、訓練と域内市場と小企業政策についての各専門家からなる委員会内の作業グループが関連の問題を研究し、この分野の具体提案を作る予定である。

共同体としての訓練の主な手段は欧州社会基金であり、これによって中小企業は技術導入や経営技法の改善のための訓練ないし再訓練への援助、あるいは共同体の研究開発計画との連携への援助が受けられる。対象と効果の拡大のためにすべての構造基金は現在全面改訂中である。この改革によって、欧州社会基金はより速やかにまたより理想的に中小企業のニーズにこたえられるようになろう。技術訓練への国際的協力促進のためのCOMETT計画やEUROTECNETデモプロジェクトを通じても、中小企業の訓練への援助が受けられる。

第5章 科学技術開発における企業政策

科学技術開発への共通政策の実施は单一欧州議定書における優先分野の一つである。この政策の背後にある長期戦略は3つの広範な目的を持っている。欧州と米国、日本との技術ギャップを回復していくこと、欧州産業の効率と競争力を改善していくこと、欧州の研究機関と事業経営との協力を広げていくことである。ここでの公共政策の役割は、市場メカニズムが弱い分野で活動することにより、これらの目的を達成するのを助けることでなければならない。市場の働きが弱いのは、研究開発とイノベーションへの投資では、しばしば収益は非常に長期間ののちでまたきわめて高いリスクを伴っているからである。とりわけ、初期の「競争力以前」段階では適切な水準の研究や開発、イノベーションの遂行は市場メカニズムに頼ってはできない。公的介入

の目的は公共と私的両方の資源をこうした活動に十分に振り向けるように保障していくことである。この政策分野での公的部門と私的部門の協力共同はしたがって非常に重要である。

共同体当局による行動は以下の点で必要である。

- 他の方法では実行されない決定的に重要な研究開発に資金を提供すること。
- 研究開発を担っているさまざまな事業経営や組織の間の協力を促進して、研究の重複と資源の浪費を避けること。
- 研究開発を進めている組織から生産部門への技術移転の過程をスピードアップすること。
- 私的金融資源を動員し、新技術への事業投資のためのリスクキャピタル供給を増やしていくこと。

5.1 イノベーション過程

イノベーションの過程はアイディアの概念化段階から市場での商業ベースでの成功にいたるところにまで広がっている。この2点の間に、アイディアの基礎的研究、試験の成功したアイディアの応用のためのプロトタイプないしは適切な技術的工程の開発、技術の移転と認識の波及、そしてこの技術を適用した新製品の発表といった過程が存在している。この過程は時には速やかに完了することもあるが、最終的な成功の保証無しに何年も続くこともある。

企業はこれらのイノベーション過程各段階いずれにも参加可能ではあるが、資金面でコミットすることの方を望むのであるからどうしても商業ベースでのアプローチに傾きがちである。科学技術開発についての共同体政策はこうした状況を反映している。純粹な研究目的のために、共同体は自前の研究センターを持っている。まだ競争力以前段階の性格ではあっても研究が市場に近いところに進むにつれ、BRITE、ESPRIT、RACEなどの共同体の計画は部分的な資金提供によって相当数の事業経営の参加を呼んでいる。技術移転について言えば(SPRINT計画に示されているように)、イノベーシ

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

ション過程のあとの方では企業部門の参加は重要なものとなるが、公共介入の形は変わって、共同体の援助は直接に金融援助を行うよりも各種支援組織を通じての事業経営への助言や情報提供、私的資源の動員といったものになる。

5.2 小規模企業の役割

小規模企業には研究開発計画への参加はその体質上一般に困難である。第1に、参加を申請することおよび必要な協力を図ることの経営コストが中小企業には相対的に高くつく。第2に、中小企業は大企業の場合ほどに長期の金融に接する機会を持っていない。他方また、小企業は高い柔軟性、創造性とダイナミズムという性格をしばしば有しており、それらによってイノベーション過程に大いに貢献をするものとなる。この貢献は欧州より米国ずっと広く認識されている。

EC委員会は欧州産業の科学技術基盤の強化を図り、それによって競争力を高める目的の、BRITE, ESPRIT, RACEとバイオテクノロジーといった計画、あるいは新エネルギー技術利用促進計画等の共同体の各計画への中小企業の参加を推進するために、相当の努力を払ってきた。特にBRITEとESPRITは中小企業の参加しうる部面を相当もった計画である。BRITE(欧州産業技術基礎研究)は欧州の製造業が競争力強化に要する新技術の採用を図るのを促進するように立案されている。ESPRIT(欧州情報技術研究開発戦略計画)は先進情報技術の関係で欧州内の企業間、あるいは企業と大学や研究所との協力を図るものである。

BRITEとESPRITへの中小企業の参加の比率は高まってきている(全面参加者の割合で約20%)が、多くの中小企業は大企業を通じて間接的に参加している。多くの場合大企業は研究ないし開発途中でのルーティン的であり創造的ではない部分の仕事を中小企業に下請させている。それゆえ研究開発過程での中小企業部門の総合的な貢献は十分判明しておらず、このことは、このテーマの検討のために作業グループをもうけたEC委員会の産業研究開発諮問委員会によっても確認されている。多くの技術集約的中小企業が

その能力を発揮するのを妨げている諸問題を共同体ならびに各国当局はよく考慮すべきであり、欧洲の多くの「普通の」中小企業の競争力はその生産過程での最適技術 (appropriate technology) の応用にかかっているのであることを理解すべきであると、この作業グループは結論づけている。

S P R I N T 計画は多国間の技術移転を促進するものであるが、企業部門の仲介者として活動し、国家間の協力グループに参加する組織に共同体としての援助を与えていている。S P R I N T のイノベーションネットワークの一部として援助を受けているのは、公共部門私的部門あわせて45の国家間グループで、これに計180の助言サービスが関わっている。このグループ結成から過去二年間に120以上の企業間の多国間技術協力協定が結ばれた。その多くは中小規模の企業で、それぞれ別の加盟国に立地している。こうした協定に伴う行動としては、他の共同体地域での技術展への産業家グループの見学訪問への援助、人材の交流、欧洲各国別検定規格比較表 (I C O N E) の作成があり、この規格表は技術規格と規制についての各国の制度をよりガラス張りにするものである。こうした多国中小企業間の協力促進の行動は S P R I N T での新技術普及のための他の行動によっても助けられている。その例は、技術移転会議への援助や利用可能技術についての欧洲規模の情報普及を促進するテクニカルインダストリアルセンターを含むネットワークづくり、デザインと品質に関する情報普及、ないしは研究所、大学、産業間の連携向上させる目的のさまざまな行動にも示される。

科学技術開発に対する政策の今後の方向を考えるには、この過程に参加する中小企業の資金的条件を改善することに注意が払われるべきである。特に、研究のアイディアの立案段階での援助が可能になるべきであり、また商業ベースに乗せる段階に先立つ将来性あるアイディアの開発（第一段階から導かれるもの）に対する相当高水準の資金援助が検討されるべきであると言える。ハイテクプロジェクトへのベンチャーコンソートなどの施策を通じてのベンチャーキャピタル供給促進へさらに行動が強化される必要があるとともに、研究開発の成果が市場に確実に届くよう、イノベーション過程後半の開発段階

E C 中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)
への共同体の関わりをさらに図るといった展望が望まれる。

第6章 経済社会結合に関わる企業政策

経済社会結合の強化には企業政策は鍵となるものである。なぜならば科学技術開発の促進同様、公共介入の主目的は企業部門を通じて機能している市場力を強化するに触媒作用を働かすものであるからである。この点で言えば、小企業部門は地域の諸資源を結びつけ、問題を抱えた地域の内発的発展への勢いをつけるのに適しているゆえ、非常に重要である。この目的遂行の手段は他の共同体企業政策全般と首尾一貫しており、情報、具体的な支援サービス、資本市場への事業経営のアクセスを改善することに特に重点がおかれている。

6.1 構造政策のもとでの中小企業についての現在の諸規定

現在の構造政策手段についての各規制も小企業部門にさまざまな方法で援助を行うことを認めている。たとえばE R D F 欧州地域開発基金の事業についての規定第15条は、製造工業、クラフト産業、観光業における中小企業に対する援助に力を入れることで、地域の潜在力を生かす一連の施策を定めている。可能な援助のうちには、技術移転、市場拡大に限定された産業調査、事業の効率改善を目的とした経営ならびに企業組織についての助言、共通サービス、地域の観光資源活用、中小企業の資本市場へのアクセス改善といったものが含まれる。端的に言って、第15条は非常に広範なインフラストラクチャへの援助と創造的かつイノベーティブな地域行動を認めているのである。

統合的な開発計画の重視と特定プロジェクトへの過度依存解消という方向のもとでも、中小企業部門の重要性は認識されている。それゆえ統合開発行動(I D O)、統合地中海計画(I M P)、ポルトガルの工業発展計画(P E D I P)といった活動では、開発への一貫した枠組みのうちで構造資金の諸資源を用

いることで、小企業部門を強化するための相当な規模の施策パッケージと実験的行動が含まれている。RESIDER（鉄鋼）、RENAVAL（造船）といった新しく登場した共同体の計画の実行は、関係地域での中小企業の創設と発展に相当程度依拠している。

6.2 構造政策の改革

構造資金の改革へのEC委員会の提案の枠組みで示された原則は、中小企業部門が経済社会結合の強化に果たせる貢献を認識している。構造的行動の5つの重点目的のうち3つは関係地域の既存ないし今後の中小企業に相当の利益となるものである。低開発地域の開発と構造調整を促進する、衰退産業地域の転換を援助する、農業構造の調整と農村の開発を援助する、という3つの目的である。これらの目的のうちでの優先的な課題は、関係の地域や雇用分野や都市コミュニティの内部から生まれる発展を活用することである。この点で言えば、中小企業の創出と近代化は地域の内発的な発展力の鍵となる点であると、かつてないほど認識されている。共同体の構造基金と貸付の資源についての金融エンジニアリング技法の応用によって、小企業部門金融への資金活用はより効果的なものになろう。

改革提案の枠組みの他の2つの目的は失業との戦いと青年層の融合吸収、共同体内の経済社会情勢の改善である。これらの目的は共同体全加盟国を対象にしており、やはり既存ならびに未来の中小企業に利益をもたらす。加盟諸国求めに対する共同体の援助枠組みを通じての新方式の介入方法は、各目的に共通して各国ならびに共同体の行動の間により良い相互補完関係をもたらす。また計画策定時のそれぞれのレベルでの関係当局間の共同作業をいっそう強化し、現地のニーズをよく反映できるようになる。そのうえ基金の運営規則の簡素化によって、中小企業が援助を受け易くなるものである。

6.3 ビジネス・イノベーションセンター

こうした観点でのいま一つの重要な手段はビジネス・イノベーションセン

EC中小企業政策と「行動計画」「企業政策」(三井)

ター(BICs)設立への共同体の援助である。BICsはイノベーティブな技術を基礎としたプロジェクトに取り組む個々の企業家や既存の中小企業に対し総合的なサービスプログラム(訓練・金融・マーケティング・技術移転等)を提供して、企業の創設と拡大を促進するものである。大学や研究センターとともに公共部門私的部門が協力して進められる形態であるBICsへの共同体の援助は、ERDFおよびIMPsの対象地域、ECSの雇用地域で受けられる。BICsの役割は対象企業の事業活動に補助金を与えることではなく、地域の企業・技術・金融諸資源を動員する触媒として働くことである。それゆえBICsを援助する共同体の行動は、第2章で述べられた企業政策の原則を含んでいる。BICs創設と発展のための4カ年計画案が現在理事会にかけられている。

第7章 結論

このコミュニケーションの目的は企業部門への共同体のアプローチの観点を述べることである。それによって、単一欧洲議定書により描き出された域内市場統合と他の重要な改革の事業経営へのインパクトと、事業体自身のこうした目標からの影響ならびに目標への貢献の道筋をこのコミュニケーションは示している。また経営環境を改善し、欧洲ならびに世界経済の条件変化に事業経営が順応・適応するのを助けるために意識的にとられてきた諸施策を検討している。さらに企業部門を含む今後のイニシアティヴが依拠すべきガイドラインを示している。

このコミュニケーションは新施策への詳しい提案は含んではいない。しかし、事業経営ならびにその経営環境について関わる広範な分野に対する今後の共同体の政策の方向についての諸目的を確立している。企業政策の枠組みの方向が定められれば、特定課題についての具体的な施策は迅速に準備でき、また評価できる。検討を必要とする主な分野は次の通りである。

○共同体の諸政策および各国の実施している諸施策のもたらす事業経営へ

の法的・行政的制約のいっそう綿密な統制

- 会社法ならびに財政諸条項の実行可能な改革（特に小規模企業のため）
- 事業経営への金融面の枠組みの強化、特にリスクキャピタル供給促進
- 事業経営の活動する商業的・社会的・文化的環境の改善
- 共同体に関する事柄についての事業経営への情報提供の改善
- 事業経営間、とりわけ共同体内の異なる地域間での協力共同の推進
- 欧州規模のマーケティングへの援助
- 訓練諸機会と経営発展の改善
- 企業部門、とりわけ小規模企業の科学技術開発と経済社会結合への貢献の強化

このアプローチの根本原則は、需要ならびにその他の諸条件の変化への事業経営の対応を改善することで、欧州経済の市場構造を強化することにある。したがって諸施策は市場の不完全さを取り除くか（市場機能の効率への障害）、あるいはそれが不可能なところではこうした不足を補うことであるべきである。経済社会結合のような他の政策目的追求に際し、共同体の行動は市場力に逆らってではなくこれに沿って動くべきである。より自由になればそれだけ、欧州に疑いなく存在している豊かな技術・商業・金融諸資源を結びつけるうえで、ありあまっている企業家の才能が一層望ましい立場を得られる。このようにして統合の過程は強化され、雇用は増強され、生活水準は向上するのである。

*¹ COM (86) 445.

*² COM (87) 238とCOM (88) 64.

*³ COM (88) 404.

*⁴ COM (88) 101.

*⁵ COM (86) 723を参照。

*⁶ COM (88) 114を参照。

*⁷ COM (88) 161.